

第百四十二回国会
衆議院
商工委員会
議 録 第 八 号

平成十年四月十日(金曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 齊藤斗志二君

理事 石原 伸晃君

理事 岸田 文雄君

理事 伊藤 達也君

理事 太田 昭宏君

理事 甘利 明君

理事 奥田 幹生君

理事 木村 義雄君

理事 竹本 直一君

理事 中島洋次郎君

理事 野田 実君

理事 村田敬次郎君

理事 矢上 雅義君

理事 大島 章宏君

理事 今田 保典君

理事 島津 尚純君

理事 渡辺 周君

理事 中野 清君

理事 青山 丘君

理事 谷口 隆義君

理事 吉井 英勝君

出席國務大臣

出席政府委員

農林水産省食品

流通局長

通商産業政務次

官

通商産業大臣官

房長

通商産業大臣官

房商務流通審議

官

通商産業大臣官

房審議官

古田 肇君

委員外の出席者

商工委員会専門

員 野田浩一郎君

委員の異動

四月十日

小川 元君

古賀 正浩君

河本 三郎君

新藤 義孝君

島 聡君

坂口 一博君

権藤 恒夫君

大森 猛君

同日

木村 隆秀君

菅 義偉君

望月 義夫君

矢上 雅義君

今田 保典君

藤村 修君

倉田 栄喜君

谷口 隆義君

平賀 高成君

同日

木村 隆秀君

菅 義偉君

望月 義夫君

矢上 雅義君

今田 保典君

藤村 修君

倉田 栄喜君

谷口 隆義君

平賀 高成君

同日

木村 隆秀君

菅 義偉君

望月 義夫君

出版物再販制の廃止反対に関する請願(村井仁君紹介)(第一三六六号)

同(茂木敏充君紹介)(第一三六七号)

同(北側一雄君紹介)(第一四二五号)

同(中川智子君紹介)(第一四二六号)

同(茂木敏充君紹介)(第一四二七号)

中小企業の緊急支援等に関する請願(村井仁君紹介)(第一三六八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)(参議院送付)

○斉藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、商品取引所法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。堀内通商産業大臣。

商品取引所法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

○堀内國務大臣 商品取引所法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

食料、鉱物等の多くを輸入に依存する我が国において、商品先物市場は、価格変動リスクの回避、公正かつ透明な価格指標の提供等の機能を有する重要な産業基盤であります。しかしながら、我が国の商品先物市場は、海外の商品先物市場に比べ、おくれをとっており、外為制度が改正される中、現状のままでは我が国の商品先物市場からの資金流出の進行が懸念されます。

本法律案は、我が国経済の活性化及び経済構造の改革に資する観点から、我が国の商品先物市場が内外の環境の変化に対応し、アジアを代表する市場として発展していくため、委託者保護の強化を図りつつ、その利便性及び信頼性を向上させる措置を講ずるものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、我が国商品先物市場の利便性の向上を図ることとあります。すなわち、開設期限を定めた商品市場の開設について認可基準を緩和し、円滑かつ的確に商品の上場が行われるようにいたします。また、商品市場の流動性の増大及び取引コストの削減を図るため、従来、個別の商品市場ごとに行っていた商品取引員の許可制度を改善し、複数の商品市場について許可を行うことができることとするともに、商品取引員に対する委託の取り次ぎの解禁、許可更新の期間の延長、委託手数料の自由化等の措置を講ずることとしております。

第二は、市場の信頼性の向上を図ることとあります。すなわち、委託者保護の強化のため、顧客の知識、経験、財産の状況に照らして不適当な勧誘の禁止、誠実、公正義務の導入等を行うこととしております。また、監視、監督及び紛争処理体制の強化のため、公正かつ中立的な自主規制機関として商品取引員により設立される商品先物取引協会において、あつせん、調停委員会の設置、会員に対する制裁等を行うほか、商品取引所における市場取引監視委員会の設置等を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○斉藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

第一類 第九号

商工委員会議録第八号

平成十年四月十日

第一類 第九号

商工委員会議録第八号

平成十年四月十日

第一類 第九号

商工委員会議録第八号

平成十年四月十日

第一類 第九号

商工委員会議録第八号

平成十年四月十日

第一類 第九号

商工委員会議録第八号

平成十年四月十日

第一類 第九号

た。

○斎藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。倉田栄喜君。

○倉田委員 平和・改革の倉田でございます。

質問に資料を使いますので、委員長に御許可をいただけて配らせていただきたいと思います。

○斎藤委員長 どうぞ。

○倉田委員 後で使わせていただきますので、よろしく願います。

今回の商品取引所法の一部を改正する法律案でございますけれども、私は、改正の目的である市場の利便性と信頼性の向上、これは非常によく理解をできるわけでありまして、

ただ、これから質問いたしますけれども、利便性の向上、これが、利用者の利便性の高い市場という名目で、その実質が新規商品上場の円滑化、あるいは商品取引員資格の見直しや業務規制の緩和など、結局市場の利便性、業界の利便性、こちらの方に主に重点があつて、間接的に利用者もその利便性が高まる、つまり市場の利便性ということとが利用者自体の利便性の向上ということに間接的にはつながるとしても、利用者自体の利便性という観点はどうなっているのか。

また一方で、利便性の向上ということで、今まで議論になったわけでありまして、一般委託者が増大をするということで、この面からのトラブルが増大をしないのか。

また、我が国の先物市場取引では、この市場参加者は、商社とか商品取引業者、一般委託者が主だと言われています。いわゆる業者参加は非常に少ないと言われている。アメリカあたりの比率からすれば、それは非常に逆転をしている現象がある。本来市場に期待をされているリスクヘッジあるいは価格指標の提供という機能は、本来的に言えば業者のためにあるのではないのか。

そうだといたしますと、業者が少なく、一般委託者が市場の主な参加者というこの市場の現状

をどう考えればいいのか、そういう問題意識で、私は、特に一般委託者の保護という観点から、現在の営業の実態等々、この点について質問をいたしたいと思つています。いわゆる委託者トラブルの適切な防止策の施策なくしてこの法案の一つの目的であります国際化や市場の信頼性の確立というのはあり得ない、こう思うからであります。

そこで、まず、この先物市場ということで、新聞紙上でもいろいろ問題にされていることが多いわけでありまして、市場の信頼性の向上ということが今回の改正の一つの目的でありますけれども、現在、市場に対する信頼性というのをどうお考えになつていらっしゃるのか、まずこの点からその認識を伺いたいと思つています。

○岩田政府委員 お答えを申し上げます。市場の信頼性の向上という観点につきましまして、特に委託者保護という側面から平成二年に商品取引所法改正をしていただきました。自來、委託者財産の分離保管制度を導入いたしましたとともに、自主規制機関を設立いたしました。自主規制ルールの整備によりまして委託者保護の改善に取り組んできたわけでございます。しかしながら、依然として委託者からの苦情件数は顕著な減少を見せないという実情にあることは、否めないところでございます。

そのような実情を踏まえまして、今回御提案を申し上げております法律改正案におきまして、誠実、公正義務あるいは適合性原則などの委託者保護に関する制度を新たに法的に導入をいたしまして、同時に、自主規制機関につきましても、法令違反などを行った会員に対する制裁措置の実施を義務づけるという仕組みに変える、あるいは紛争処理の体制を充実するといったような形で、自主規制機関の機能の抜本的な強化を図ることについてお答えを申し上げます。

これらの措置によりまして、一層の市場の信頼性の向上が図られるということを期待しておるところでございます。

○倉田委員 今お答えいただきましたように、今

回の改正が委託者保護の強化、さらに紛争処理体制の充実、それを一つの柱としておられることは評価ができるわけでありまして、さらに積極的に進めていただかなければならない、こう思つています。

そうしますと、要するに、いわゆる委託者トラブルがいかに少なくなつていくか、それが一つは市場の信頼性の大きな指標だと思つたのです。そういう意味からすれば、今お答えいただいた話もその具体的な内容が問題になるのだと思つています。市場の実態が問題になるのだと思つています。今回の法案の中にも適合性原則あるいは誠実、公正原則というものが盛り込まれるわけでありまして、その具体的な中身、これが盛り込まれることによっていわゆる委託者トラブル等はどうかふに機能していくのか、この点をまず確認しておきたい。

○岩田政府委員 適合性原則あるいは誠実、公正原則の点でございますが、御案内のとおり、適合性原則は、顧客の知識などの状況に照らしまして不適当な勧誘を禁止するということなのでござい

ます。その運用上の具体的基準につきましては、自主規制機関が定める受託業務管理に関するガイドライン、これを策定することを予定いたしておりますが、これに基づきまして、各商品取引員が各取引員の受託業務管理規則で必要な事項を定めることとなるわけでございます。受託業務管理規則あるいはその運用に基づく勧誘が委託者保護に欠けるということになりますれば、自主規制機関のレベルにおきます制裁というような措置、あるいは行政のレベルにおきます業務改善命令などの行政処分というようなものによつて是正をさせるといふことを予定をいたしておるわけでございます。

一方、誠実、公正原則につきましては、顧客利益を尊重して業務を遂行することを求めるものでございまして、契約の締結前、契約の締結後に関わらず、商品取引員が顧客との関係すべてにおいて遵守が求められるというものを法的に明示をいたしたわけでございます。それに反した場合に

は、これまた自主規制機関におきます制裁等々の措置、あるいは行政レベルにおきます許可の取り消しあるいは受託停止命令というようなことを行うことを予定をいたしておるわけでございます。

○倉田委員 ルールというものが明確になつて、そしてそのルールにのつとつて市場が動いていく、あるいはそのルールにのつとつて営業の実態がある。それに違反したら、違反に対する制裁措置等はきちつとやる、こうやっていかなければならないと思つています。そうやっていけば、恐らく一般委託者とのトラブルというのは私はずっと減っていくのだと思つたのです。しかし、これは私は昨年の予算委員会の分科会でも質問をさせて

いただきましたけれども、業界の実態というのは必ずしも今まではそういうふうには動いていない。社団法人日本商品取引員協会の中でも、現在の営業のあり方というものについては相当深刻な問題意識を持っておられることは、私も取り上げさせていただきました。

そのことから、現在まで検討はされている、そして何とかしなければならぬという問題意識があつたとしても、現在に至つてその抜本的な改善あるいはいわゆる紛争、トラブルあるいは一般委託者の被害感情というのが、被害意識というのが少なくなつたとはどうも思えない。この辺、ちよつと一般的になりますけれども、当局としては、一般委託者とのトラブル、先ほど決して減つてはいないという御答弁でありましたけれども、この原因はどこにあるというふうにお考えになつておりますか。

○古田(警)政府委員 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、委託者数が着実に一方で増加してはいる中ではございますけれども、トラブルにつきましましてはほぼ横ばいというのが大方の流れでございます。依然としてあるわけでございます。

その中身について見てみますと、過当勧誘でございますとしか切り拒否あるいは無断売買とい

たものが大半でございます。こういったことは、商品取引員あるいはその外務員の営業姿勢のあり方にまだ問題が残っていると言わざるを得ないというふうな思われ方でございまして、先ほど御答弁申し上げましたように、今回の改正によって、こういったことを踏まえて委託者保護の拡充を図るということで臨んでおるわけでござい

す。
○倉田委員 先ほど委員長にお話しをいたして、委員の皆様方のお手元に資料を二枚配らせていただいております。一枚は、いわゆる専業業者の勤続年数と平均年齢、そして外務員の一人当たりの手数料収入。これは、東洋経済の一九九七年九月十七日に臨時増刊された本の中で「九七年三月期決算 専業八十二社のすべて」という資料の中からこの点の箇所を抜き出したものであります。

これをちょっと見ていただくとおわかりいただけると思うのですが、上の方の表は勤続年数を主なベースとして取り上げております。下の方は平均年齢をベースとして取り上げておられまして、右手の方に外務員一人当たりの手数料収入というところで書いてあります。

一番、二番、三番と大体大きなところはここに入っているというふうに見えていいと思いますが、勤続年数の一番最初のもは、これは一九九六年の設立で九七年三月の決算でありますから勤続年数が〇・四ということで、これはちょっと外に置くといたしまして、いわゆる一九五〇年代から一九六〇年前半にかけてつくられたもので非常に一人当たりの手数料収入が多いと言われるところの勤続年数が、平均的に一年から三年に満たない。これは一般事業員の話であります、事業員の中にももちろん登録外務員という方も含まれるわけでありまして、平均年齢も大体二十代後半から三十代。平均年齢の上の方から十五位まで見ていけば二十代半ばが中心、こういうふうなこの表は見られると思うわけであります。

いと思われましたのは、平均的に非常に勤続年数が短い、若い人が特にやっている、これはどこに原因があるのだろうか。一般的に人がどんなかわる。どんなかわるというふうなこれを見ていいのかわかるといふことについてはもしかしたら違う意見もあるのかもしれないけれども、非常に勤続年数が短くて、若い人がやっているというところにはやはり問題がありはしないのか、こう思っただけです。この原因はどういうふうにお考えになりますか。

○古田(審)政府委員 お答え申し上げます。

御指摘の資料で、平均年齢が大変若い企業、あるいは勤続年数が短い企業が挙げられておるわけでございます。ただ、日本商品取引員協会がデイスクロージャーの対象としております専業型の商品取引員八十社の平均で見ますと、従業員員の平均年齢は三十一・四歳、これは単純平均でございます。それから、平均勤続年数は、これまで単純平均でございますが、五・七年ということでござい

ます。それから、この八十社の中には、平均年齢が四十五歳以上の企業もございまして、勤続年数が十五年以上の企業も数社ございまして、かなり企業によってばらつきがあるというのも実情でございます。

ただ、全産業の平均と比べてみますと、御指摘のとおり、平均年齢あるいは平均勤続年数が短いことも事実でございます。ちなみに、労働省の賃金構造基本統計調査報告によりますと、全産業の平均でございますと、平均年齢が三十九・三歳、平均勤続年数が十一・六年ということでござい

まして、やはりこの商品先物の業界の短さということもあるわけでございまして、これにつきましては、企業ごとにはばらつきがあることも相まじまして、いろいろな要因があるかと思うわけでござ

いまして、先物取引そのものが大変ハイリスクでありまして、委託者との間でトラブルが大変生じやすい性格であるといったことも、一つの要因として挙げられるのではないかとこのように考えておるわけでございます。

○倉田委員 委託者との間のトラブルという問題でいえば、協会の方で、登録外務員制度というの、資格試験をやっておられて、登録外務員という資格を持つておられる方でないと言葉はできないわけでありまして、

そうすると、その資格を持つておられる方々とその委託者との間でトラブルが起こっている。そこで、この登録外務員の資格試験というのは一体どういうものなんだろう。先物取引自体が非常に難しいものだと思われている。この試験というのは、ではその難しい取引を扱う難しい試験なのかどうかということ、ちょっと私もそちらの方の資料を調べてみたわけでありまして、平成三年度で四千六百八十八名、平成九年度で四千三百三十七名の受験者があって、平成九年度では三千七百三十七名、平成九年度では三千五百九十八名が合格をされておられる。八三から八五%、大体八〇%以上の合格者の試験である。

それで、先ほどの最初の方の表、登録外務員一人当たりの手数料収入、この一番のところは、下の方の表で、平均年齢が二十六・一歳で勤続年数は三・九年、この二番のところは、勤続年数は一・四年で平均年齢は二十八歳。やはりどうも定着率も悪いし、この資格試験そのものも何か問題があるのではないのかという気もしてならないわけ

です。

一般委託者が登録外務員資格証という身分証明書を見せられて、私は登録外務員の資格を持つておりますということになると、委託者の方はその資格を見て、それも安心するのではないのか。こ

ういう試験に通って資格を持った人が勧誘してくるわけだから、きつといいかげんなことはするわけがない、こういうふうな思ふのではないのかと思うのです。

そういたしますと、一方で、その資格に伴う責任というのか、それが果たしてきちっと果たされているのかどうか。場合によれば、これは全体ではないと思えますけれども、悪質な登録外務員がいれば、まさにこの登録外務員証そのものが一般

委託者とその勧誘に引き込む。ある意味では、ハイリスク・ハイリターンということも説明しなければいけないのですけれども、絶対もうかりませんよ、ちゃんとこの資格は公的なものなんですよ、ちゃんという語りで勧誘の道具に使われているのではないのか。悪い言葉で言えば、詐欺的な勧誘方法をやっている、この資格のカードそのものがだましの口口に道具として使われている可能性があるのではないのか。

私は、そういう資格試験がきちっとあるのとすれば、一方で、その資格に伴う責任ということが、まさにこの市場に対する信頼性を高めるためにはそちらの側面の方が必要なだろう、こう思うわけです。

それで、この試験と資格については、通産省はどう関与しておられますか。

○古田(審)政府委員 お答え申し上げます。

登録外務員の資格試験でございますが、これは、外務員の登録に際しまして、商品市場における取引の受託または委託の勧誘等を行うために十分な知識を有しているかどうかを審査するものでございまして、現在は日本商品取引員協会において実施されておることでございます。

○倉田委員 通産省は、そういう資格試験があつて、その資格を持つていないと営業はできないよ

というところは承知をしておられるわけですが、この資格試験あるいは登録外務員の方が実際に営業をやっている委託者との間に非常にトラブルが生じているという現実、これを考えたときに、これがいいのかどうかと私もわからな

い、通産省が、逆にこの資格試験に関与して、まさにこれは通産省公認の、お墨付きの資格試験ですと、ますます安心という現実も逆に出てくるのではないのかという気が私はするわけ

員の資格証というものに対して、重い責任とペナルティーを科す必要があるのではないのか、こう思いますけれども、この点はどうか。

○古田(警)政府委員 お答え申し上げます。

この登録外務員の制度でございますけれども、商品取引所の登録を受けるに当たって資格試験をやっておくということでございますが、御指摘のように、この資格とそれに伴う責任というのは大変重要でございますし、私どもとしては、この資格にふさわしい行動をとっていただきたいというふうに思っております。この外務員登録を主務大臣が行う事務ということにいたしておりますので、こういったことから、これを機会に、今後とも必要に応じて外務員の資質の向上に資する上でどうするか、改めて見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

○倉田委員 まさにその資格に伴う責任という側面から、これはぜひ見直していただきたいと思っておりますし、検討していただきたいと思っております。

そこで、大臣、先ほど表もごらんになっていただいたと思うのですが、例えば、外務員手数料が一人当たり五千五百十万を上げている業者は、勤続年数は三・九年、平均年齢は二十六・一歳。五千二百八十万を上げている会社は、平均年齢二十八歳、勤続年数一・四年。私は、定着率としてはやはり非常に悪いと思うのです。この定着率の悪さ、あるいはこの現状というもののついて、大臣はどうお考えになりますか。

○堀内国務大臣 先生の御指摘の資料によりまして、定着率の悪さというものが非常に目立っております。先ほど政府委員の方で御答弁申し上げましたように、商品先物取引市場の業界における従業員や外務員の平均勤続年数が短いというのにはいろいろな理由があると思いますが、やはり商品取引員に対する一つの信頼性や市場が確立されていないという、不安定な面というものがやはりあるのではないかと、このように感じもいたしますし、いろいろの問題点があると思っております。

先生からいろいろ御指摘いただいたような問題点もあると思いますが、商品取引員の従業員の年齢構成やあるいは経営姿勢が委託者の利益を損なうことにつながるようなことになってはいけないうというふうな考えです。外務員を初めとして、しっかりとした体制の中で取り組ませることをしていかなければならないというふうに考えております。

そういう意味で、今回の改正においては、外務員についても、通産大臣の許可に切りかえをするようなことをいたしました。あるいは顧客の知識とか財産だとかあるいは経験した上での勧誘をしなればいけない。無差別に勧誘をして、また老人などの方々に、ハイリスク・ハイリターンというのではなくて、もうかりますよということだけを言って勧誘するような、そういうような勧誘を禁止する、いわゆる適合性の原則を導入いたしました。委託者保護の強化を行うということとを今度の法律で行っているわけであります。

こうした制度の改正によりまして、商品取引員の企業体質が向上し、あるいは経営姿勢がよい方向に向かい、それに伴ってまた外務員も資質の向上が行われるようになるというふうに考えて、この改正に取り組んでいるわけでございます。

○倉田委員 私は、国際的にも信用される、あるいは国内においても信頼される市場であるためには、委託者とのトラブル防止の施策というものがきちとなければならぬ、こう思うのです。現状を見ながら、どうしたらそれができるのか、一方では、参加者の適格性審査の問題というのがあるのだと思うのです。営業というのですか、資格、どういう人たちが先物取引市場に入っているのか、そういうのかという適格性の問題、それから勧誘の実態、どういう勧誘をやっているのか、そこをやはりきちと見なければならぬ、こう思うのです。

私が申し上げた定着率の悪さ、あるいは一般的に若いというこの問題は、一方で、会社の営業成績至上主義で、ともかく成績を上げるというふうな外務員に過酷なノルマが課せられているとすれば、やはり外務員の方も、だんだん委託者とのトラブルに巻き込まれて、なかなか同じところにはおれなくなってしまう、こういう問題があるのだと思うのです。そして一方で、無理な勧誘というものも出てくるし、やめたいと言ってもなかなかやめさせてくれないという、いわゆる仕切り拒否の問題が出てくる。

もう一枚の資料にちよっとお目通しいただきましたと思うのですが、一般委託者の方々が、どういう人たちが大体この取引に参加をしているかと見ると、本当にごく普通のサラリーマンの方と見ると、本当に参加をしておられるわけです。この先物取引という非常に難しい市場に、委託金が一万、何億という単位を、委託金が百万で済むとか二百万で済むとかという金額で動くわけでありまして、けれども、その実態を見れば、果たして今の表に出てくる委託者層が、この先物市場に参加する資格があるのか、適正な層なのかと思うのです。

それ、これは非常に疑問に思うわけです。それで、協会の自主規制規則の中に、この業者というか、各会社は受託業務管理規則というのをつくらなければいけないことになっている。受託業務管理規則の中に商品先物取引の不適合者の参入防止ということで、例えば、未成年者とか禁治産者、精神障害者はだめです。恩給、年金、退職金、保険金等によって生計を立てる人はだめです。あるいは、母子家庭及び生活保護適用者はだめです。長期療養者及びこれに準ずる者はだめです。それから、一定の所得を有しない者もだめです。あるいは、農業、漁業等の協同組合、信用組合、信用金庫等及び公共団体の公金支出管理者もだめです。

こういうふうに、先物取引不適格者の参入防止ということ、各会社で業務管理規則というのを

つくつてある。この状況の中で、先ほどお示しをいたしました表みたいに、ごく普通の人が参加する、年収三百万から五百万ぐらいの人たちが参加をして、三百万も五百万も損失をしてしまったら、まさに生活が破綻するわけです。そうすると、この不適格者の参入防止のところも、「一定の所得を有しない者」とあるけれども、ここも何らかの歯止めをかける必要があるのではないのか、こう思います。この点はどうか。

○岩田政府委員 お答え申し上げます。

今御指摘ございましたように、これまで、商品取引員の各社に対して、日本商品取引員協会が定めます規則に基づいて、適切な委託者管理とそれに伴う社内管理体制の整備を行うよう指示を指導してきていたわけでございますが、お示しの資料も含めまして、先物取引にまいらない者が勧誘されている場合もあり得ると推定せざるを得ないという点も理解をいたしております。

その意味におきましては、これまでの社内管理体制が徹底しなかった面があったということもこれまた否めないのではないかと私どもも考えておるわけでございまして、そのような実情を踏まえて、今回、法的に適合性の原則を導入いたしました。ある意味で残念なことではあるわけですが、自主規制機関による制裁でございますとか行政処分強化というふうな、あるいは罰則の強化というふうな形の体制を整えることによりまして、これに対応しようということを考えたわけでございます。

同時に、自主規制の一環といたしましては、社内体制として、営業部門と管理部門によりまして二重チェックの体制、顧客の意思の確認等々につきまして、営業部隊が確認をいたしましたというだけではなくて、管理部門が改めて意思の確認をするというふうな二重チェック体制というふうな体制を整備させることによりまして、委託者の保護を図るという対応をしようということで御提案をいたしておるわけでございます。

○倉田委員 この受託業務管理規則の中には、各

社内審査部を設けて、適格性審査だとか勧誘審査だとかやっているのだと思うのですけれども、会社として、営業成績を上げることが主になつてくると、こういう社内審査というのが果たして適切に働いているのかどうかということも私は疑問なわけです。

そうすると、参入資格の問題とか勧誘の問題でもう少し何かきちんとしたルールがなければならぬ。もう時間があと残り少なくなりましたので、私は、この勧誘の問題と仕切り拒否の問題、最後に罰則の問題についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

一般委託者が一番市場に入ってくるのは電話勧誘なんです。電話勧誘というのは営業にとつて最大の営業手段なんだろうと思うのですけれども、実は、受ける方にとっては最も不意打ちで、最も攻撃的な方法なんです。この電話勧誘ということについて、私はやめた方がいいのじゃないのかと思うくらいなんですけれども、何か今回の改正の中でやはりきちんとした区分、ルールというのが必要なのではないのか、この点については大臣にお伺いをしたい、こう思います。

○堀内国務大臣 委員おっしゃるとおり、電話勧誘、我々のところにもよく電話がかかつてまいりました、非常に不愉快な思いをすることが多いのであります。電話勧誘を断つた者に対する再勧誘の禁止ということをやつたておいて、今度の改正におきましては、再勧誘したような場合には、はつきりとお申し出れば、業務改善命令というのを出せるようになっております。また、相手方が迷惑を感じる時間帯、これも人によつてもなかなか違うわけでありまして、迷惑を感じる時間帯の電話勧誘の禁止ということも規定をいたしております。

今回の制度改正におきまして、これらに加えて、委託者の保護の充実を図るために、電話勧誘の際に、必ず会社名と商品先物取引の勧誘であるということとをまず最初に明示をした上で電話の勧誘を行わなければいかぬ、それを義務づけること

にいたしております。これに反する場合には行政処分を行うことができる対象としたしていただくでございます。

○倉田委員 もう一点、仕切り拒否の問題です。仕切り拒否もなかなか判定が難しく、最終的に、わかりました、お願いしますと言え、途中の交渉の経過は全部その委託者がオーケーをしたのだということになってしまう。私は、やはりこの問題も、本当にやめたいと思つたときはすぐやめられるような方法、例えばクーリングオフ制度の導入とか、あるいはこの先物取引市場にそのクーリングオフというのがどうしてもなじまないとすれば、将来に向かつて解約をできる解約告知権、そういうものを簡便に認めるということを検討したらどうかと思うのですけれども、最後にこの点をお尋ねして、終わりたいと思います。

○堀内国務大臣 お答え申し上げます。御指摘をいただいた問題については非常に重要な問題と考えておりまして、委託者から客観的にわかる形で明確な意思表示がなされた場合、例えば、委託者が取引を中止したい旨の内容証明郵便を商品取引員に送付をしたような場合には、委託者の趣意を促すための説得を行つたり、取引の中止を不当に遅延させたりするようなことは一切禁止をするということでありまして、この内容証明郵便による取引の停止という制度は、一歩前進をさせたものではないかというふうに思っております。これをもちとさらに進めることができないうことは、我々のところでも検討をいたしているところでございます。

○倉田委員 その点は非常に大切なことだと私は思いますので、ぜひさらに検討を進めていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○斎藤委員長 次に、西川太一郎君。

○西川(太)委員 自由党の西川太一郎でございます。この法律案につきまして極めてオーソドックスなお尋ねを申し上げたいと思つたので、よろしくお願ひを申し上げます。

最初に総論的なお尋ねをさせていただきますが、商品について公正かつ透明な価格を形成し、さらに、市場経済のもとで日々変動する価格について、その変動に伴うリスクをヘッジする先物市場は、自由主義市場経済において極めて重要な機能を果たしている認識をいたしております。その証左に、ソ連邦の崩壊を契機として、旧社会主義経済圏が日々市場経済に移行するプロセスの中で商品取引所の設立に熱心に取り組んでいるという事実は、このことを雄弁に物語っていると思うわけであります。

世界全体が市場経済に向かつていく中で、世界の商品先物市場はボーダレスになつて、活発に取引が行われているわけでありまして、ここで、我が国の立場に立つてみますと、このたびの外為法の改正によつて、国内の資金が海外に流出するということが一般的に懸念されているわけでありまして、この点について、国内の資金が海外に流出する

という点、この点について、国内の資金が海外に流出する

という点、この点について、国内の資金が海外に流出する

という点、この点について、国内の資金が海外に流出する

という点、この点について、国内の資金が海外に流出する

う一点は、取引業者の数も相当違うと聞いておるわけでありまして、この商品上場の実態、業者の数、これについてお尋ねをしたいと思つたので、

○古田(肇)政府委員 お答え申し上げます。まず、日本と米英両国との商品先物市場における商品上場についてでございますが、昨年の十二月末の時点で、上場商品数で申しますと、我が国では三十二商品でございます。これに對しまして、米國では百十三商品、イギリスでは三十五商品といふことでございまして、具体的な商品といたしましては、シカゴでは穀物等、ニューヨークでは石油や貴金屬等、ロンドンでは非鉄金屬や石油等が大変活発に取引されておまして、こういった商品について、これらの市場が世界の中心的なマーケットを形成しておるといふことでございまして、我が國の取引所を海外の取引所と比べてみますと、貴金屬でありましてとかゴムでありますとか、取引量の面においても世界的に見てかなりの水準に達しておるものもあるわけでございますが、新規の商品上場という観点から申しますと、過去十年間で、我が國が七商品に對しまして米國が九十商品、イギリスが三十二商品といふことで、かなり大きな違いがあるわけでございます。

それから、もう一つお尋ねでございますが、取引業者の数について申し上げますと、日本の商品取引員でございまして、本年三月末現在で百二十一社でございます。アメリカ、イギリスにつきましてこれにきつちり対応するデータは持ち合わせておりませんのでございまして、アメリカの場合でございますと全米先物協會、イギリスの場合でございますと証券・先物協會といふことで見てみますと、アメリカが二百三十七社、イギリスは千三百六十三社といふことで、そのままだ比較はできませんが、およその感じが出ておるわけでございます。

○西川(太)委員 日本はアメリカの二十五、六分の一ですが、稚内から指宿までは二千キロで、これはコペンハーゲンからナポリまでの距離ですか

○西川(太)委員 日本はアメリカの二十五、六分の一ですが、稚内から指宿までは二千キロで、これはコペンハーゲンからナポリまでの距離ですか

ら、ヨーロッパに比べたら遜色ないのですけれども、ただ、無資源国家で、米と野菜と石灰石しかとれない。石油は秋田の沖でちよつととれても、これはライターで使つてしまえばおしまいになる。だから、そういう意味では商品の取引、輸入ということは大変重要であつて、私は日本は絶対戦争できない国だと思つてゐるのは、そういう条件があるからですね。

そんなわけで、今百十三種類の商品を上場しているアメリカと、わずかに三十二種類の日本、それから業者の数もかなり違う、こういう我が国の現状において、このたびの法改正において国際水準に遜色ないものにしていく、こういう目的があるわけでございしますが、今回の基本的な改正、先ほど趣旨の御説明がございましたけれども、大臣にもう少し敷衍していただきたい、こう思うわけであります。

○堀内国務大臣 商品先物市場というのは、委員のよく御存じのとおり、価格変動リスクというものの回避をできるシステムでありますし、また公正かつ透明な価格指標を提供することによって、商品市場の安定なども取り入れることのできる機能を有する非常に重要な産業基盤であるというふうに思つております。

我が国の商品先物市場は、先ほど政府委員から御説明を申し上げましたように、海外の商品先物市場に比べますと大変おくれをとつてゐるというふうに思ひますし、外為制度が改正される中で、現状のままでは我が国の商品先物市場から資金が流出してしまう、あるいは取引は外国の方で行われしてしまうというようなことが懸念されるわけでございます。

そういう意味で、今回の改正というものは、我が国の経済の活性化とかあるいは経済構造の改革というような問題に資する観点から、我が国の商品先物市場が内外の環境の変化に対応して発展していくための対策を今度の改正案で行つてゐるということになります。

その主たるものは、委託者保護の強化を図るな

がら、その利便性、今まで上場するのに非常に時間がかつたり制限があつたものを、上場ができるだけ早く行えるように、試験的な上場が案に行えるようにするとか、あるいは手数料を自由化する、というような問題や、あるいは信頼性の向上というところで、委託者保護のルールを強化する、というようなことを行ひまして、そういう基本方針のもとに立案をいたしましたわけであります。これによつて我が国の商品先物市場というものが相当、外国との競争の中で第一歩を踏み出すことができれば、とうとうというふうに思つております。

○西川(太)委員 今の御答弁で、利便性を高め、また経済の活性化を促進させるために欠かせない改正である、私も全く同感でございます。さらに、規制緩和を推進されることによって市場の活性化を生み出す、こういうこともおっしゃるとおりだろうというふうに存じます。

商品取引につきましても、取引所と、その構成員でありますブローカー業務を行う業界、つまり商品取引員との健全な形での調和、発展がなければならぬわけであります。そういうためには規制緩和がさらに進むことが大事であつて、今まで、大臣のお言葉にもありました、新しい商品を上場しようとしてもなかなか役所の許可が得にくかつた、そのためにチャンスを見逃すことも残念なことがあつた、こういうような業界の意向も聞いております。

そこで、お尋ねをいたすわけでありますが、海外にも、先ほど来お話しのとおりロンドンやニューヨーク、シカゴ等にあるわけですが、そうした海外の先物市場を利用するというのが、日本もこれからニューアルして、レベルアップして対応していこうというわけですが、とりあえず海外の市場を発売に利用する、ということはどうして問題があるのか、それだけでは不十分なのか、こういう疑問に当然突き当たりますよね。くどいようですが、日本だけが中をリニューアルして、どうぞいらつしやい、いらつしやい、こうやるんじゃないかと、外国だってそう

やつてゐるのだからそこを何で利用しないのか、こういうことになりますね。何ですか。

○岩田政府委員 お答えを申し上げます。

御質問に對しまして、自前の市場を持つことの意味合いという形で御答弁をさせていただきたいと思ひますが、一つには、自前の商品先物市場を持つておられますれば、まさに、その地元は、日本であれば、我が国の需給というものを的確に反映した価格指標が提供されるということでございます。まして、海外の市場では必ずしも日本における需給を十分に反映した価格水準にはならない可能性がある、ということでございます。

同時に、そういうことを通じまして、商品によりましては、俗にプレミアムと呼ばれておりまして、これを支払わないといけないというような事態になりまして、我が国の業界にとりましては、価格の交渉力という意味において、自前の市場を持たない場合には不利になる、逆に言えば、自前の市場を持てば価格交渉力が改善されるというメリットがございます。

また、我が国に市場がございす場合には、現物の受け渡しが行われる場合には受け渡しも我が国の中で行われるわけでございますから、そうした受け渡しも含めたすべての価格変動要因につきましても有効なリスクヘッジが可能になる、このようなメリットがあるわけでございます。

また、国内の商品取引所につきましては、日本のビジネス時間に取引が可能であるということに加えて、円建てで取引をすることによりまして為替リスクをあわせて結果としてヘッジしているというところになりますので、そうした為替リスクのヘッジも可能となるという長所があるわけでございます。

この結果、海外の取引所取引に直接参加することが困難な中小企業にとりまして利用することが可能になるということでございまして、このような観点から、私どもは、我が国において上場商品の拡大を進めて我が国の商品先物市場を整備していくことが不可欠である、このように考えてお

るわけでございます。

○西川(太)委員 私、野党ですから意地悪なことを言ひますけれども、何でもそんないいことをもつと早くやらなかつたのか、これは一言言つておきます。

そこで、今の御答弁で、結構ずくめというか、大変日本は外国に頼つて、たくさん、百八十幾つの国から、例えばアフリカのジンバブエなんていうところからチョコレートの豆まで買つてゐるわけですから、今のようなことは大変結構だと思ひます。

今回の改正で、生産者や流通業者の意向を無視した上場は行われぬ、むしろ有利になる、こういうことでありますが、さつき大臣のお言葉にありましたが、新規商品の上場が円滑化されるというの、どんなふうな措置によつてそれが実現するか、この一点、ちよつと伺つておきたいと思ひます。

○岩田政府委員 お答え申し上げます。

新規商品のの上場につきましては、平成二年の法律改正におきまして、本上場とは別に試験上場の制度というものを導入していただきました。これは、期間を限りまして、まさに名前のとおり試験的に上場をして、本上場に移すのが適当かどうかというようなことで導入をさせていただいたわけでございまして、この試験上場制度というものの認可基準が平成二年の改正の内容では本上場と全く同じ基準になつておりまして、私どもは、そこにも一つ、その後新規上場が多数出てこない一つの理由がある、そのいふふうを考へまして、今回、この試験上場制度の認可基準を緩和をする、ということをお提案を申し上げております。

具体的には、上場しようとする商品の生産及び流通に著しい支障を及ぼすことがないと認められれば、つまり支障がないと認められれば上場、試験上場は認めていく。支障がないだけではなくて、大変有効であるとか大量の取引が行われるというところが確実であるというふうな要件まではつきりしてゐなくても、試験的に行うものであれば

これを認めようというところで、認可基準を改めて御提案をされているところでございます。

○西川(太)委員 次に、商品取引員については、代価とサービスの多様な関係を各会社が生み出せるように固定手数料という規制を改めていくこと、すなわち手数料の自由化、これが必要だ、今回、こういうことでありますね。

日本の商品先物市場も非常に頑張っておられるようでありまして、手数料がまだ自由化されていない。英米の商品先物市場は自由化を既に実現している。これは早期に自由化しないと日本の商品先物市場が魅力のないものになってしまう、こういう懸念が当然あるわけです。そこが今回の法改正のねらいでもあるわけですね。

しかし、委託手数料の完全自由化が二〇〇四年の末ということになっているのは、ちょっと遅過ぎるのじゃないかという気がいたします。これが一点。それから、二〇〇四年末までにどういうスケジュールで委託手数料の自由化を進めていくのか、この二点をあわせてお尋ねをしたいと思います。

○岩田政府委員 お答え申し上げます。

委託者の利便性の向上でございまして、国際的に競争力のある取引コストということを実現するためには、御指摘のように、商品先物取引の委託手数料の自由化を可能な限り早期に行うことが私どもも適当であるというふうに考えておるわけでございますが、他方、商品取引員の実態を見ますと、その収入の九割以上を委託手数料に依存しているという現状にございまして、完全自由化を行いますと、一定の期間を置くことが必要であると判断をいたしております。このように点を踏まえまして、完全自由化の時期を御指摘のように二〇〇四年末といたしまして、それまでに段階的に自由化を進めていくということでございます。

この場合に、実は先行いたしております証券業界がございまして、証券業界におきまして手数料の完全自由化が決定以来約八年をかけて行われた

ということでありまして、私ども、二〇〇四年末ということになりますと約七年ということでございますが、必ずしも証券との並びで議論のできるものではございませんけれども、そうしたものの考慮をいたしまして二〇〇四年末というふうに設定をさせていただきます。

また、ただいま申し上げましたように、段階的な自由化ということを考えておりますので、二〇〇四年末の完全自由化までの間に、私ども、まず特定の電子取引、インターネットを使って行うような取引及び商品投資顧問業者、いわゆる商品ファンドにより運用される資金につきましての取引につきましては、本年末、一九九八年末に自由化をしたいと思います。その後、大口の取引あるいは商品の生産、流通に携わります、当業者と呼びますが、これからの受託につきましましては、可能な限り二〇〇四年末の間にそれぞれ自由化を先行的に行っていくきたい、このように考えているところでございます。

○西川(太)委員 手数料の自由化ばかりを主張したのではこれは片手落ちでありまして、取引員の経営基盤の強化ということも当然考慮を払わなければいけない、健全な市場は両方でできるわけですから。そういう意味では、商品取引員の方々が十分に職える道具を、武器を与えなければ、料金だけ自由化して経営を苦しいものにするということとは私のお尋ねの本意ではないわけで、規制緩和をどんどん進めて、そういう経営基盤の強化ということとは当然必要になってくると思う。この業務規制の緩和について、どんなお考えというかメニューを用意しておられるのか、お尋ねをします。

(岸田委員長代理退席、委員長着席)

○古田(蔵)政府委員 御指摘ございましたように、手数料自由化といった規制緩和でありますとかあるいは海外との競争の激化に備えまして、商品取引員がみずからの経営を効率化し、あるいは多様化をしていくというこの環境整備が大変重要でございます。そういった観点から、今般、

業務規制の緩和について幾つかの措置を講ずることにしておるわけでございます。

まず、従来、個別の商品市場ごとに行っておりました許可制度を改善いたしまして、複数の商品市場について一括して許可できることといたしております。さらに、委託の取り次ぎについて解禁いたしておりました。また、許可の有効期間につきまして、従来の四年から六年というふうに延長させていただきますこととしております。また、店舗の開設計許可につきまして、届け出制への移行というような措置も講ずることにしておるわけでございます。

こういった措置を着実に実施することによりまして、商品取引員が多様な業務展開を行い、業務コストの低減を図ることを可能にしていくものと考えておるわけでございます。

○西川(太)委員 実は、かく言う私も、学生時代に乾草相場というのをやったのです。自分の経験からいくと、毎日短波放送を聞いて、けい線を引き、今大学の教授になつていて、人と三人でやったのですが、もうけたのです。御多分に漏れず損をするのじゃなくて、私はもうけた。すぐやめましたけれども、そのときの経験で、業界に客殺しなんという隠語があるので。だから、委託者のトラブルを避けるためには、暇もなければいけないし、専門的知識と判断力が必要ではないし、それから何よりも、これは危ないですよという正直な業界の情報、リスクの情報の開示がなければトラブルは避けられないですよ。

先ほど古田委員から弁護士としての専門のお立場から大変いい御質問があったと拝聴しておりますが、地方議員の時代から、こういう外務員にだまされたというようなお年寄りのトラブルの訴えは随分ありました。やはりきちっとその部分では、規制といいますかルールといいますか、これをやりませんと、結局、この業界が国際的に立派な仕事をしたいという、後ほどちょっと申し上げたいと思いますが、そういう観点点が忘却されて、何

か相場を張ってもうける、損するという範疇の話ばかりになる、私はそのことを非常に心配しております。

そこで、いわゆるトラブルの数というののも相当あるのだろうと思います。種類もいろいろあるのだと思いますが、それは時間の関係で省略するとして、自己責任というものを担って委託者がこの取引に参加するためには、ただいま申し上げましたような取引についての情報のディスクロージャーやリスクについての開示がなければならぬ、こう思いますけれども、今回の改正ではその点についてどんな配慮をされておりますでしょうか。

○岩田政府委員 お答え申し上げます。

商品取引員のディスクロージャーにつきましては、日本商品取引員協会が定めました実施要領に基づきまして、各社が現在実施をいたしております。ところでございます。その開示項目の中には、商品取引員が抱えます苦情、紛争、訴訟に関する事項も含まれておりまして、委託者は商品取引員の財務の内容といったようなものだけではなくて、その商品取引員にかかわりますトラブルの状況というものも知ることができるようになっておるところでございます。

また、商品先物取引のリスクの開示につきましては、現在、取引の開始に先立ちまして、先物取引の仕組みですとかその危険性などを記載した書面を委託者に交付いたしまして、先物取引の危険性を十分承知をした上で取引を行うということでございまして、また、それを承知した上で取引を行うということを承諾した旨の書面を受領することと商品取引員に対して義務づけておるところでございます。

御指摘のように、商品取引員についてのディスクロージャーあるいはリスクの開示というものが、商品先物取引というものの実態をよく承知していただいて委託者にこの市場に参加していただくために極めて重要なことでございますので、その意味で、そうした情報の提供ということで、

開示の項目あるは内容、方法などにつきましては一層充実を図りますように、今後、この法改正を踏まえまして、引き続き指導に努力をしていきたい、このように考えております。

○西川(太)委員 あと二問質問を用意してございまして、一番最後の質問は大臣に何うわけですが、その前に一問だけ政府委員に伺いますので、簡単に御答弁をいただきたいのです。

規制を緩和してフリーにする、しかし同時に市場はフェアでなければいけない。このたびいわゆる市場取引監視委員会というのを設置するわけでありまして、どういふ方が監視委員になられるのかというのは非常に大事なことで、どういふ構成を予定しておられるのか、具体的ななどがということじゃなくて、お尋ねをしたいと思ひます。

○古田(豊)政府委員 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、今回、市場取引監視委員会というものを商品取引所に設けることにしたいと考えておるわけですが、この性格上、執行委員会である理事会とは独立した公正中立な第三者により構成されるものということになるのではないかと考えております。具体的にはこれから詰めてまいります。委員会のメンバーといたしましては、そういった趣旨にかんがみまして、商品取引員との利害関係がなく、商品市場における取引について高度な学識経験を有し、大所高所の立場から理事長に意見を述べる第三者ということをご想定している次第でございます。

○西川(太)委員 今、小学校高学年、中学校低学年の社会科の教科書で、ある国との商品の輸出入の実態を国名を伏せて子供に見せると、ある国からは機械やハイテク関係の商品がたくさん輸出されて、ある国からは大豆や小麦や農産品が来る、これはどことこの取引だと言うと、大概の子供が逆を言うそうですね。農産品を出しているのは日本であって、機械やハイテクはアメリカから来ていると思つてゐるらしいのです。ところが、全く逆で、アメリカからは農産品を

買い、日本はそれをいろいろな意味で、エネルギー、自給率に換算すれば四七％とか、三七％とか、何かそういう数字があるのですけれども、それはさておくと、徳川末期のあのペリーが来たときに、当時のフィルモアという大統領からだったと思ひますけれども、お土産は、將軍の目の前で蒸気機関車の模型が江戸城の大広間を動いたんだそうです。その返礼に日本が差し上げたものは、干しアワビだとか、それからわらでつくつたいろいろな加工したもの、民芸品だったそうです。まさに逆転したわけでありまして。

冒頭申し上げましたとおり、日本はそういう世界に商品求めて、そして立国している貿易立国の国であるわけですが、株にしても金融にしてもこの先物商品にしても、本来自由主義市場経済の本当に中核になる機能が、今、派生的な分野でいろいろな問題を起して、その本来の評価を残念ながら損なつてゐるということ、まことに遺憾であります。

私は、そういう意味で最後に大臣に御決意を伺いたいのですが、日本の先物商品取引所のあり方といひますか、これをどういふふうにご認識なのかを伺つて、まことに時間を超過して失礼でございますが、委員長にお許しいただいて答弁をお願いしたいと思ひます。

○堀内国務大臣 商品先物市場は、先ほどのいろいろの質疑の中にもございましたように、金融ビッグバンドとかあるいはいろいろの規制緩和というふうな問題で、社会情勢が大変変化をいたしております中で、経済の活性化とか、あるいは経済構造の変革、改革というふうなものに資する産業基盤として、これからますます重要性が高まつてくると私も認識をいたしております。

我が国の商品先物市場は、こうした社会環境の変化に的確に対応していくことが求められてゐると思つております。その中でも特に日本の商品先物市場の弱点というのは、中業者の参加が非常に少ない状態だということでありまして、生産者あるいは輸入を行つてゐる流通関係の当業者がこれ

に積極的にもっと大きく参加ができるような体制をつくつていく、価格指標を公正に提供できるということや、あるいはリスクヘッジがはつきりで行えるようにするといふような意味で、この当業者の参加をふやしていくということが一つ。また、投資家にとりましても利便性が高い、かつ信頼性の高い市場に育てていかなければならないと思つておりますし、また取引員の場合でも、先ほど手数料の問題がございましたけれども、手数料を将来早く自由化しなければいかぬ。

一方では、やはりそれ以外の企業活動というものが必要になつてくるわけでありまして、一面では、昨年から行われておりますような規制緩和で商品ファンドの自由化が行われてまいつておりまして、これは、取引員を初めとしてこの関係者が商品ファンドを通じて市場の活性化だと参加だとかいふようなものに非常に大きなウエイトを持つことができないではないかと思つておる。おりまして、そういう意味で、これから我が国の商品先物市場を、シカゴやニューヨーク、ロンドン等の海外の商品先物市場に比べて引けをとらないような、アジアを代表する市場を整備をしてまいりたいといふふうと思つております。

○西川(太)委員 どうもありがとうございます。

○斎藤委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。私は、前回のジェット口法のように引き続きまして、天下りの問題について最初に少し伺いたいと思ひます。

東京工業品取引所の歴代の常勤役員は、八四年十一月の発足以来、通産省OBの天下り指定席と言われておりますが、理事長がポストは、これは一貫して通産省OBです。この理事長、専務、常務を含む理事になつた十九人中九人、約半数がOBといふことではないかと思ひますが、まずこの点を最初に確認しておきたいと思ひます。

○岩田政府委員 東京工業品取引所の現在の役員は全体で三十四名でございますが、このうち、か

つて通産省の幹部職員、本省の課長職相当以上に在職したことのある者は、現時点におきまして一名でございます。なお、過去において東京工業品取引所の役員であつた者のうち、通産省幹部職員として在籍したことのある者は三名でございます。

○吉井委員 私、ちゃんとこの歴代常勤役員を既にあげておいてゐるわけですが、数を数えますと、これは十九人中九人、約半数がOBといふこと、これは間違ひないですね。

○岩田政府委員 ただいま通産省の本省の課長職相当以上の経験者で申し上げましたが、御指摘のように、役員でございますとか係長でございますとか通産省の職員であつた者といふようなことを加えますと、九名になるかと存じます。

○吉井委員 次に、東京穀物商品取引所について、理事長は一貫して農水省OBですが、理事までの歴代常勤役員十六人中八人が農水省のOBといふのは間違ひありませんか。

○本田政府委員 お答えいたします。東京穀物商品取引所の現在の役員、これは十九名でございますけれども、かつて農林水産省の幹部職員として在職したことのある者は三人でございます。ただ、役員、それから係長その他を含めまして、御指摘のような状況でございます。

○吉井委員 それで、実はキャリア、ノンキャリアともそれぞれ意味があるのですが、時間が余りありませんので、きょうはそのところは置いておきますが、東京工業品取引所の理事長岡田直三氏は、四期十二年務めていらつしやる。通産省OBで、役所を退官後十年以上も務めてゐる理事長といふのは、ほかにどれぐらいいらつしやるのですか。

○岩田政府委員 東京工業品取引所について申し上げますれば、歴代理事長の中で、かつ役人の経験のある方の中で十年を超えてされた方はないといふふうにご理解をいたしております。

○吉井委員 東京工業品取引所というのは、これは歴史的に見てもそう長い話じゃありませんが、

全体から見ても、官僚OBの方で、退官後七十有余歳になるまで、十年以上、十有余年にわたって理事長を務められる、こういう例はほとんどないわけですね。

それで、この中で、長期にわたって専横な振舞いということで、プロパーの職員から批判があっても、批判した者が押しつぶされていると言われるような事態も伺っております。ただ、それは私は伺っているということとどめておきますが、日経新聞の昨年九月二十三日付によると、約一億八千万円の申告漏れ、そのうち約二千五百万円は架空経費の計上で、東京国税局から約七千万円の追徴課税を受け、地方税分二千七百十四万円、合わせて約九千七百五十万円の追徴課税を受けた、また、日本共産党と旧公明を除く政治家四、五十名の政治家パーティー券の購入にも使っていたとされております。これは、日経だけじゃなしに各紙も一斉に報道をしておりました。商品取引所法第十九条では、主務大臣は報告及び資料の提出を求めるとして、第二百二十条で立入検査も定めております。

そこで、私は伺いたいのですけれども、こういう事態が報道された後、まず、調査をされたのかどうか、これを伺いたいと思います。

○岩田政府委員 お答え申し上げます。

御指摘の件につきましては、当時、取引所から報告を求めまして、税務当局の調査の結果、税務処理が不適切ということで、平成八年三月期までの四年間について約一億四千万円の課税所得の申告漏れの指摘がございまして、その結果追徴課税が求められた、このようなものとして報告を受けているところでございます。

○吉井委員 これは、今のお話ですと、税務申告が不備であったということで、追徴課税の事実を確証したということだけではないという感じなんです、今の法第一条で商品取引所の健全な運営を確保するというのを目的にうたっているわけですね。こういうふうな運営のされ方というのは、私は、世間の常識からすると、到底これは健全な運営確保とは思えないのです。第四条で本

来業務に「附帯する業務以外の業務を営んではならない。」としております。この所得隠しと新聞報道されたものというのは、これは本来業務でも附帯業務でもないと思うのですが、どうですか。

○岩田政府委員 申告漏れの内容として税務当局から指摘をされた内容は、電算化事業を進めましてそのソフトウェアの開発費用の税務上の処理、それから関係団体に対しての出向者の給与の税務上の処理、それから広告宣伝費として関係団体に支出をいたしましたものの税務上の処理、これが不適当であったということで、税務処理の問題として追徴課税が求められたということでございます。

○吉井委員 本当はそれだけの話じゃないですね。これは、広告費という形で出しておいて、それがまた戻ってきていろいろな形に使われていたという問題などが指摘をされております。

それで、私は、今のようには税務処理の問題だということで済ませてしまおうのか、これはそんな問題じゃないでしょう。所得隠しとそれからパーティー券購入というのは、直ちにこういうことがいろいろの提供とかいうことになるわけじゃありませんが、例えば百五十四条第三項に「賄を供与し、云々とあって、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」とあるように、運営上のさまざまな問題については、やはりこれは公益性の高い法人なんです、文字どおり健全な運営がなされるように罰則つきで厳しい規定を設けているわけでしょう。

プロ野球の選手の場合であれば、どういう名目をつけようと、税務申告の扱いが不適切であったとあなたがおっしゃったような言い方にしても、それは所得隠しということで刑事上の処置を受けたり、あるいは出場停止処分という厳しい扱いがされているのに、官僚OBが最高責任者として所得隠しをやって見つかったも何のともがめですか。やこれでは世間は通用しないのじゃないですか。やは

り法令や定款に違反する行為をしたときの定めもあるわけで、主務大臣の監督上の処分権限も法律にちゃんと明記されているわけです。

そこで、通産大臣、天下りの問題というのは、従来からこの間ずっと国会でいろいろな角度から議論されております。天下り官僚の接待だ、汚職だ、何だというのもありました。それから、天下った先で専横な振舞いとか、いろいろな批判もありました。そういう問題があるときに、OBの方だからということで、担当の方は、現役の方は遠慮があるかと思いますが、やはり通産大臣として、こういうふうな問題が新聞報道されているときに、あまいな形で置いておく、他に例を見ないような、天下って十有余年にわたって理事長でずっとやってこられて、さまざまな批判や問題があつて、きちんと調査をして本来対処すべきものを大臣が、あまいにしておいたというのでは、私はこれはやはり問題が残ると思うのです。

ですから、細かいことは、大臣が指示されて直接の通産省の方が今後さらにされるにしても、やはり私は、これだけ天下り問題が問題になっているときに、これはあまいにはしない、きちんとみずから調査をしてしかるべき判断を下される、そういうことだけは大臣としてお考えいただくべきじゃないかと思うのですが、この点、大臣に伺いたいと思います。

○岩田政府委員 御指摘の点と商品取引所法との関係にお触れでございますので、若干その点について事務的に御説明をさせていただきます。

本件につきましては、商品取引所法は、市場操作の防止といった商品取引所の市場管理のあり方などについて定めるものでございまして、商品取引所における公正な価格の形成及び委託者保護を目的とする法律でございます。追徴課税を受けました本件に関しては、それ自身、商品取引所法違反となるものではないと考えておるわけでございます。

あわせて、ただ、今回のことが追徴課税あ

るいは税務処理の問題として問題になったわけでございますので、私どもいたしましては、このことを踏まえまして、同取引所に對しまして、外部監査を含めて会計処理の適正化を徹底するための措置をとるよう指示をいたしましたところでございまして、現在は既に外部監査制度を導入して外部監査が行われているところでございます。

○堀内国務大臣 ただいまの事件という問題の新聞発表が、私が就任した日かその辺のことだろうと思うので、私もよく理解をしてないので、覚えておりませんが、今いろいろと御指摘をいただきながら、過去の問題としての処理を確かめております。

本件については、東京工業商品取引所が追徴課税に至ったことはまことに遺憾であつて、同取引所からの報告を受け、直ちに同取引所に對し、外部監査の導入を含め、会計処理の適正化を徹底するための措置を早急に検討するように指示がされております。また、本件については、理事長並びに担当役員及び担当部長の減給処分を行った旨の報告が取引所から行われておりますということを申し上げておきます。

○吉井委員 大臣、今から出ていかれる、それは理解していますので、一問だけ。

所得隠しの問題というのは、全部、税務処理に不備があつたということで後は処理されているのです。そういうのを全部所得隠しというのです。所得隠しの問題は後からいろいろ理屈をつけてもだめなんです。

ですから、私が言っているのは——大臣、出ていかれる前に一言。だから、この問題についてはあまいにしない、大臣として、やはりこれだけ天下り問題が問題になっているとき、きちんと改めて調査をして、そして十有余年にわたるこういう理事長の存在、専横な問題とかいろいろあつても続いている、それらについてみずから調べてきちんと対処する、この一点だけ最後に伺っておきたいと思うのです。

○堀内閣務大臣 ただいまの処分がどの時点で行われているのか、どういう形でなされているのか、私の就任以前に処分が行われているものをさらにもう一回検討するというわけにもいかないと思いますし、その点は内容を調査いたしてみたいと思っております。

○吉井委員 これは通産省としてきちんと対処する、それをやってもならないと、しかもこの追徴課税が行われた問題について何か手続上のミスだなんだということであまいに、しかしこれは理事長個人が支払っているわけじゃないでしょう。総額九千七百円の追徴課税は個人の責任で個人資産で納税しているわけじゃないのですよ。こういうふうなことがあって、全部、問題を何か単なる手続上の問題で済ませてしまふ。世の中はそういうことじゃ通用しないと思うのですよ。それをまた、OBの方に対する後輩の遠慮かなんか知らないけれども、今みたいな対応では、私はこれは通用する話じゃないと思います。ですから、きちっと、ちゃんと対処されるように改めて申し上げておきたいと思ひます。

次に、九〇年の法改正で社団法人日本商品取引員協会がつくられたわけですが、ことし三月十六日に国民生活センターがまとめた商品先物取引に関する苦情によると、九〇年の千四百一件が、九六年、九七年になると二千七、八百件へと二倍にあがっています。

同時に、先物取引にかかわる犯罪があつて、九四年十月十二日付の朝日を見ますと、先物取引をやっている会社社員を刺殺、七千万円を横領せられて、というのが出ておりました。九四年七月二十六日の朝日には、山田市信用農協の支所長が預金八千万円流用、先物取引につき込む。九五年十月十三日の西日本新聞では、十六億円横領容疑で逮捕、九州花王販売社員先物取引で、というのもありました。九七年二月十七日の日経では、千四百万円横領、水産組合課長逮捕、これも先物取引によるものです。九七年六月号の「先物経済界」で紹介されているものでは、先物会社にも責

任あり、拘置所から四千万円請求、丹生漁協横領元課長、福井地裁に提訴というのもありました。こういうふうな、先物取引をめぐる、殺人事件を含めて非常にたくさん犯罪が生まれているのです。それだけに、適合性の原則の徹底というの、これは法律上書き込めば済むというものじゃなくて、本当にこれを徹底しないと、非常にリスクの多いもので、ハイリスク・ハイリターンとはいいますが、こういう問題になっているのは全部ハイリスク・ローリターンどころかマイナスリターンなんですよ。だからこういう問題が起

こつてくるのです。ですから、この問題について、適合性原則の徹底、本当にこれを進めるといふことについてはきちっとした見解というものを、決意というものをお聞きしておきたいと思ひます。

○古田（警）政府委員 お答え申し上げます。御指摘ございましたように、適合性原則は顧客の知識等の状況に照らして不適当な勧誘を禁止するものでございまして、今回の改正の理念でございまして信頼性の向上という面、私どもとしては大変重要な点であると思っております。

その具体的な運用上の基準につきましては、新たに設置されます自主規制機関が定める受託業務管理に関するガイドラインに基づきまして、各商品取引員がその受託業務管理規則に必要な事項を定めるといふことといたしたいと考えているわけでございます。現在、このガイドラインのあり方について、どのような内容を盛り込むべきか、さまざまな検討も進んでおるところでございます。

そうした運用のあり方につきまして、主務省庁といたしましては、受託業務管理規則なりあるいはそれに基づく各商品取引員の行為が委託者保護に欠けるようなものであります場合には、業務改善命令を発令しまして、その規則の内容でありますとか運用につきまして是正を命じるというふうな措置が講じられるわけでございます。こういう点を通じまして、適切に徹底した適合性原則が貫かれるように対応してまいりたいというふうに

考えております。

○吉井委員 それで、私はこの問題にかかわつて、日弁連の消費者問題対策委員会、先物取引被害全国研究会などが提起しております電話、訪問による勧誘の禁止、これはやはり考えていかなければいけないと思うのです。大体客の九割が素人なんですよ。欧米は九割が素人なんですよ。日本場合はそこが問題なんですよ。そういう点についてどういふふうに検討をしていこうかを伺いたい。

○岩田政府委員 電話勧誘につきましては先ほど来御質問が出ておるわけですが、商品先物取引の取引あるいはそのための必要な契約が成立する仕組みというのは、電話勧誘のみによつて成立するものではないわけでございます。法律的にも、事前に契約前における書面の交付義務ないしはその説明の義務というものを課し、同時にその書面の中に商品先物取引の危険性に関することを説明しなければならぬということになっておりまして、いわゆるリスクを承知の上で、了承した上でその契約に入るという承諾をする旨の書面の提示といふことをもって商品先物取引の契約は成立するわけでございます。電話勧誘そのものは、それ自体によつて契約が成立するわけではなくて、そういう仕組みでございます。

そういう仕組みであるといふことでございすが、ただ私どもは、先ほど来御質問申し上げておりますように、電話勧誘が一方においていろいろな形で御迷惑というか、そういうことがあり得るというところで、不適切な時間帯の電話勧誘とかいふようなことを禁止し、今回はさらにいろいろな、商品先物取引であることの明示、あるいは会社の名前を明示する、そういったような新たな義務づけを今回の法律改正を機に設けることにした、このようにございします。

○吉井委員 今そういうふうにおっしゃったのだけれども、電話勧誘を出発点にして、さらに後行かれるわけですね。

それで、社団法人日本商品取引員協会の九六年度事業報告書に示されております苦情相談の四・七％が過当勧誘なんです。これははっきりしているのです。入り口は、まず電話でしつこくやっていて、ひっかかったなと思うとさらにやってやっているとですよ。だから、私はそこについて、やはり日弁連の皆さんと関係する皆さんのこういう貴重な提起というものをしっかりと踏まえた対応というものが必要だと思ひます。

最後に、もう一つの問題で熱慮期間の設定、いわゆるクーリングオフの問題が必要だと私は思うのです。契約し、その後人から忠告を受けてやめようかなと考えておる間にも売買が行われて損を出す、こういう事例が多いわけですね。無断売買の苦情相談が、農水、通産の調査によると二・八％という事態でしょう。ですから、契約して、熱慮する期間ですね。

具体的に言えば、例えば弁護士さんなどは、契約締結の日から十四日を経過した日以降でなければ顧客の売買指示を受けてはならないなどという、十分な時間をとって、それを明記するといふことを提起しておられます。熱慮期間の設定といふものについてもきちんと考えていくべき問題じゃないかと私は思うのですが、最後にこの問題についてお聞きして、質問を終わるようになりたいと思ひます。

○岩田政府委員 お答えをいたします。熱慮期間でございすが、これを義務づけるというところにつきましては、実は商品取引所審議会、この改正法案を提出させていただく前提となる議論の中におきまして、新規委託者とのトラブル防止の観点から一定の効果を有するといふうにはされておるわけでございすが、同時に、新規委託者との取引開始を一律に制約するといふものはやはり問題であるという指摘もあつたわけでございます。

その関係で、私どもは、顧客の知識等の状況に照らして不適当な勧誘を禁止する適合性原則をこの法案の中で明示をさせていただき、それによつて、自主規制機関の対応あるいは行政処分という

ことで対応しようということで御提案をしているところでございます。

○吉井委員 時間が参りましたので、終わります。

○斎藤委員長 次に、大島章宏君。

○大島委員 民友連を代表して、質問をさせていただきます。

民主党の大島章宏でございます。

きょうは、委員会の御配慮で時間をちよつとずらしていただきました。最後に質問させていただきますが、既にこの法律の改正案については、西川太一郎委員、さらには吉井委員の方からもさまざまな観点から御質問がありまして、一番最後に質問するのは大変難しいということも実感しながら、改めて問題を少し整理しながら御質問をさせていただきます。

きょうは、今大臣が都合で退席をされておりますが、通産省のナンバーワンであります遠藤政務次官もおられますし、最初に遠藤政務次官にお伺いをしたいと思います。

今、吉井委員からも、この商品の先物取引というものの問題点も何点かを絞って御質問がございましたけれども、ちよつと委員の皆さん初め遠藤政務次官にも聞いていただきたいと思うのですけれども、何点か具体的な事例について指摘しているものがございまして、これを御披露して、この問題に対する御認識等々を最初にお伺いしたいと思うのです。

最初の事例は、これは四十三歳の会社員の方です。

契約してないのに先物取引業者にトウモロコシの取引をしたからお金を出せと要求されている、こういう相談でございます。この方の事例によりまして、出身校の後輩だと名乗る社員が十日前に相談者、この会社社員の勤め先を訪問して、会社案内や名刺などを置いていった。そして、次の日に何かその人の上長だという人から、今トウモロコシが値上がりしている、買えるかどうかかわからない、後でまた電話すると言って切った。そ

の会社員は、会議で忙しく、はいと答えて電話を切ったというのです。

追ってまた電話があつて、三十枚取引したと、そして三百万円を要求された。その会社員は頼んだつもりはなく、契約書も交わしていないので拒否をした。しかし、業者は、電話でも契約は成立する、あなたははいと応諾したじゃないかと、先刻の電話のやりとりをちゃんと録音していて、それを電話の向こうから聞かせるわけですね。相談者はいと言った部分を相談者に聞かせた。そして夕方、業者が訪ねてきて重ねて契約を迫り、相談者、会社員は何とか頑張ってその場を引き取つてもらった。

そこで、国民生活センターというところに駆け込んで、相談に入つてもらった。結局、この場合には不成立じゃないかということで、国民生活センターが入つて、これは一件落着したところでありました。

もう一つの事例、これは八十五歳のお年寄りの方ですね。

母校の、これも学校の後輩だと言つて面談をした、それで、二十日の間に東京トウモロコシの先物取引を契約して、たちまち取引をふやされて、現金と株券合わせて六千万円も入れさせられた、取引をやめてくれと言つても一向にに応じてくれない、こういうふうな相談があつたのだそうです。このときのやりとりを見ますと、ひどい話がい

ろいろあるのですが、これも国民生活センターの方に相談をした内容の一つなんです。もうやめてくれと言つたら、今やめると四千万円の損をしますよと。このお年寄りの方は、やむを得ないから全部やめてくれと。そうしたら、損金は現金でその日に入れてもらわなければ困る、株券は返すから、やるのならいつでもやるぞ、こういうふうな話で、それでもやめてくれと言つたら、五、六千万円の損になるかもしれない、損をしてでもやめるか、こういうふうな言うのです。そうすると、株券をすぐ売却しなければならぬ、その日のうちに売却する、それでもいいのか、それで足

りなかつたらどうするのだと言うから、それでもいいからやめてくれというふうにお願ひをするような感じでやつたのですが、なかなか明かないので、センターの方に相談に来たというのです。

その相談者がセンターでいろいろ、とにかくそれはやめさせましようという話なんだけれども、相談者がセンターから帰宅したら業者が自宅に押しかけてきて、やめるのを撤回してくれということとで、この相談者と門を隔ててやりとりをした。そしてまた、センターにもう一度相談に行つて、結局、最終的には一千万円の差し引き損。だから、これは結局一千万円損して新たに一千万円払うことになったのですけれども、結局これで終わったという話なんです。

先ほどの吉井委員からの話もあるように、この先物取引の被害者というのはずっと絶えないのです。ちよつと平成二年に改正がされたのですけれども、それでこの契約のトラブルというのは減るのかなと思うと、減らない。ある一定の被害者というのはずっと続いているのです。

今回の法改正は一定の前進だと私は思うのですけれども、通産省として、どちらかというと増加傾向もあらわれている状況ですが、この増加傾向、こういうトラブル、被害というのは、これからこの法律を改正することによって減ると認識しているかどうか。これは大変重要な政策の方針ですから、遠藤政務次官にお伺いしたいと思

います。

○遠藤(武)政府委員 御指名でございますので、お答えさせていただきます。

激減するかと問われれば、減るかと言われれば、これは比較、実態の表現ですから何とも言えないところもあるわけですが、先ほど来、委員が実例を挙げてくださったけれども、お聞きしておりました、怒りすら覚えるような実態であります。ひとえにこれは業者と取引員の営業姿勢にあるという感じがいたしました。そういう実態を私どもも把握いたしておりますので、より一層委

託者の保護に力を入れなきゃならないということでこのたびの法改正をお願いをしたわけであります。

したがしまして、今後、取引に対しては、委託者に対して誠実に、正確に対応するように義務づけておりますし、公正さ、これらも義務づけております。また、委託者の財産の状態や経歴、あるいは先物取引に対する知識等についても十分なものがあるかどうかということも判断して、過当な勧誘にならないようにということ、そういう一面もこの法律に盛り込んでおるわけです。さらに、自主規制についても協会に対して徹底するように義務づけておりますから、このような措置によつて、おっしゃられるような事例が少なくなつてくれればいいと期待をしているところでござい

ます。

○大島委員 政務次官のお話ですが、どうも私はまだまだ、今お話をいただきましたけれども、今回の改正は前進ではありますけれども、さらに突っ込んでやらなきゃならない問題が幾つかあるのじゃないかという感じがします。

大臣お帰りになりましたけれども、特に電話勧誘の問題が吉井委員からもお話がありましたけれども、電話勧誘で、客があいまいな返事をしようものなら買ったことにしてしまふ。あるいは、枠がとれたと言つて強引に取引に取り込む、そういうこと。あるいはまた、法律で禁止されているのに、損が出ることにしてもは全く触れず、絶対にもうかるから、あるいはまた三ヶ月以内に倍になるからとか二ヶ月で何割も上がるかと、そういう話をします。あるいは、客に無断で勝手に売買をやつてしまふ。あるいは、無意味な売買を繰り返して手数料を稼ぐとか、また客のお金が残っているうちは客が取引の終了を求めてもなかなか応じない、あるいはやつと取引が終了しても、わずかに残った清算金すらなかなか返却しないという非常に悪質な例が目立つのです。

欧米並みの先物取引市場にしようというこの法律改正の趣旨については私も賛成しますけれど

も、実態が追いついていない、そういうことを十分認識しながら、私たちはこの法律改正に臨まなきゃならないという感じを持ちます。

そこで、二点目にちよつとお伺いしたいのは、委託者の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当な勧誘の禁止をするという適合性原則というものを法文化したことは、これは今回の法律は前進でありますけれども、これが既に導入されている証券取引でも消費者トラブルは後を絶たないという現実もあります。

そこで、この適合性原則ということを法文化化したのですが、他の委員からも御指摘があるのですけれども、この法文化したということをどのような形で担保をしていくのか、あるいは実効性あるものにしていくのか、改めて当局の考えをお伺いしたいと思います。

○古田（肇）政府委員　お答え申し上げます。

今回適合性原則を法文化いたしましたことに伴いまして、その運用上、まず自主規制機関が受託業務管理に関するガイドラインを定めていただいて、それののちとして各商品取引員が受託業務管理規則を設けて必要な事項を定めていく、こういう考え方をとおっております。

特にこの自主規制機関が定めるガイドラインの内容につきましては、ただいま御指摘のありましたいろいろな問題を踏まえまして、例えば社内での管理組織、責任体制をどうするかといった点、あるいは適格性の審査をどのように具体的に進めていったらいいかという点、あるいは契約時の説明のあり方、あるいは委託者が説明内容を理解したことについての確認の手続のあり方でありましたとか、そういったことについての手順、あるいはほか、勧誘、契約、売買指示の各段階における委託者の取引意思の確認のための手続、そういったことについてきっちりとした内容のものを定めていただきたい、それによって適合性原則を具体的に運用していただきたいというふうに考えておるわけでございます。

私ども政府といたしましては、そういつ

た具体的な行為なりあるいはその前提となります。ルールが委託者保護に欠けるような点がありますれば、業務改善命令を発しまして、その規則の内容でありますとか運用については正を命ずるといったような措置を講じてまいる考えてございます。

○大島委員　そういうものがあれば適切な処置をとるといふけれども、もしもやっていたら先ほどのような事例が起きないんじゃないですか。

会社で仕事をしていた、何か忙しい。あなたの大学の、学校の後輩です、実はこういうことでいい話があるのですが、ちょっと頼みますよ。いや、ちょっと今仕事で忙しいんだ。いやいや、いい話があるんですから。わかったわかったとかなんとか言っていて電話を切って、またあつて、それからまたがたがたするという事例がずっと続いているわけですよ。

前から大豆の先物取引で大もうけたとか大損したとか、先物取引というものに対する日本の社会の中のイメージは非常に悪いですね。この原因は、先ほども他の委員からもあったように、非常に個人取引が多い、そういうところも一つ大きな問題になるかもしれないけれども。

そこで、具体的にちよつと申し上げたいと思うのですけれども、先ほど、ガイドラインのあり方方について検討中というのですけれども、私は、もう幾つかの具体的なことをやるべきだと思つてゐる。こういうものは、検討中というよりも、こういうことを検討していますということを少し言うべき段階だと思つてゐるのですけれども、新規委託者のトラバールというものを避けるためには、さきの適性原則というものも基本になることですけれども、私は、契約の前に取引の概要の書面をお客さん示して十分に説明する必要がある。その際には、訪問販売法にもありますとおり、八ポイント以上の赤い字で、赤枠で囲み、わかりやすい言葉、表現で次の四点を明示させるということとを私は義務づけるべきだと思うのです。

それはどういうことかというところ、第一番目に、

先物取引というものは元金が保証されるわけではないのだということ。それから第二番目には、元金を失うこともある、さらになお損金が出ることもある。さっきのおじいさんなんかは一千万円ぐらいい余分に払わせられたと思うのですね。六千万円追加しながら、さらに一千万ぐらいいお金を取られているわけですよ。そういうふうなこともあるのだということも明記する。さらには、取引の損と得との割合というのは大体八対二ですよ。これも統計上出ているのですね。だから、先物取引した人のもうかっている人の割合は大体二割、あと八割の人は損をするのです。そういうことも明記する。さらに、この取引は、あなたが出資した額の二十倍の取引が行われる。

これは平成九年の九月八日の農水省と通産省の
中間取りまとめ、委託者保護に関する研究会の中
間まとめというものの内容をまとめてこの四項目

というものをを出しているわけですが、このくらいの内容をきちっと明記して、それでもなおかつ、委託者がそのリスクを冒してまで、先ほどハイリスク・ノーリターンと言っていたけれど、ハイリスク・ノーリターンどころじゃなくても、ハイリスク・ノーリターンですから、そういった事態を損ずることもあるのですから、そういった

きちっと委託者が理解をした上で、そのリスクを押しつけてやります、二割のようになっている人もいますのでから私はその二割の方にかけてやりますよ、そういう体制を私はつくるべきだと思うのです。もうちょっと具体的な、ガイドラインの、今提言したようなことをやるべきだと思うのです。が、どう考えておられるでしょうか。

○古田（鑒）政府委員　お答え申し上げます。

御指摘ございましたように、商品先物取引の危険性といえますが、リスクというものについてわかりやすく明快に説明した書面の交付というものが大変重要であるということは、私どもそのように認識しておるわけでございます。

現在、現行法にのっとりまして、商品取引員は、商品先物取引の受託契約を締結しますときに、締結前に、先物取引の概要及び先物取引には

危険を伴うといった旨を記載した書面の交付をしなければならぬことになっておるわけでございます。この点につきましては、具体的には、日本商品取引員協会の指導によりまして、各取引員が「委託のガイド」というものを交付しておるわけでございますが、その「委託のガイド」の中には、赤枠で、八ポイント以上の文字で現在指摘をしておるわけでございます。文字そのものは黒字でございますけれども、「商品先物取引の危険性について」ということで、例えば「先物取引は、利益や元金が保証されているものではありません。また、総取引金額に比較して少額の委託証拠金をもつて取引するため、多額の利益となることでもあります。逆に預託した証拠金以上の多額の損失となる危険性もあります。」云々ということとでガイドを出していただいておりますわけでございます。

また、商品取引員に対しましては、取引開始に先立ちまして、先物取引の危険性を承知した上で取引を行うことを承諾する旨の書面を委託者から受領した後でなければ取引の委託を受けてはならないということも、受託契約準則で行っておるわけでございます。

ただ、御指摘のように、いろいろなトラブルにかんがみまして、十分実態を見ながら、よりわかりやすく明快に商品先物取引の危険性について誓面の交付が行われ、顧客がそれを理解して臨むということができまうように、御指摘の幾つかの点も御参考にさせていただきなうら、引き続き指導してまいりたいというふうにかえております。

○大島委員　これは、私たち、今回の法律改正に

立ち会うといいますが、かかわる商工委員会のメンバーは、通産省もそうなんだけれども、本当に責任を持たなければならぬと思うのですよ。毎日毎日、毎日毎日なんというのはオーバーかもしれないけれども、いずれにしても、こういうよくわからない人に無理やり押しつけて利益を上げているという実態があるのですね。したがって、今のお話、本当に責任持つてやってくださいよ。

それから、今の話なんですけれども、例えばそういう書面やらなければならぬとか、いろいろ取り決めがあるのですね。あるのですけれども、先ほど、四十三歳の会社員の話で、三百万円のお金出せという話をしたのだけれども、センターがいりる尋ねていったら、結局、まだ取引はしてませんとこの会社が言ったのですね。取引したから三百万円よこせと言ったのだけれども、実際、よく調べていたら取引しなかったということもわかったのです。

したがって、私たちが今話しているのは、ひとつとしたらこういうのは建前だけで、実際とは随分違うところを話しているかもしれないのですよ。そこに、実際のところには踏み込んで何か手当てをしなければ、どんなに書面上ではきちっとしたって、実際の社会でそれが守られてなかったらどうにもならないですね。それで、一方では、さっき言ったように六千万も株券とか現金を投入しておかつ一千万損するということ、それも八十三歳の年寄りの方がそういう被害に遭っているわけですよ。

だから、そういうことも、今、古田審議官ですが、答弁されましたけれども、やはり官僚は官僚としての責任を持ってもらわなければならぬ。これは、単なるこの委員会だけで質問者に対して適切な答弁があればそれでいいのだというわけにはいかないのですよ。私たちは、日本人の生活あるいは安全を保障しなければならぬことは確かですが、実生活上そういう問題が出ていますと、今、古田審議官がおっしゃったけれども、それは責任持ってそのとおりにしてくださいよ。

それからもう一つ、今回導入されたフロントランニングの禁止については、私はそういう意味ではいいことだと思ふのですね。しかし、それと同時に、ならば取引または板寄せ方式についても、顧客の注文時刻、取引成立の時刻、こういうものをきちっと記録してお客さんに交付するということは当然だと思うのですね。そんなことがないから、さっき言ったような、四十三歳のサラリーマン

ンについては、取引したといって金を出せと言うのだけれども、実際、ずっと追っかけていったら取引はしてなかったというのですね、センターが入った。どうもあいまいなんです。そこら辺の、こういう事実関係をきちっと記録して提示するという点に対してはどういうふうな考えをされるのですか。

数料を、収益を上げているのかというと、先物取引の方では一人頭一千六百万、証券業界の方では一千四百万。逆に言えば、お客さん一人頭どのくらいの手数料を手に入れているのかというと、証券業界の方では一人頭八万六千円ぐらいですが、先物取引の方では一人頭三百三十二万円も手数料として手に入れています。

○岩田政府委員 お答え申し上げます。
今回の改正では、今御指摘のように、フロントランニングの防止事項を入れるというようなことも含めまして、これまでは、取引の内容につきまして、成立した際に種類ごとの数量、対価、あるいは日にちというようなものは通知をすることにいたしてきたわけでございますけれども、今回新たに、日にちのさらに先に、注文時間及び成立の時間というものを追加をして通知をする義務をかけるということをご予定いたしておるわけでございます。

先物取引の業界の、いわゆる一人の職員の方が相手しているお客さんは非常に少なく、一人頭三百三十二万円も手数料を手に入れていることになるのです。日本の先物取引市場を運営している業界というのが、どうもいま一つ、皆さんが話している、私たちが話しているものと実態とかけ離れたものになっているのではないかと。

○大島委員 この問題も、私は申し上げたいのは、今の御答弁が未端まできちっと担保されるようにするにはどうしたらいいかということをお少し考えてもらいたいと思うのですよ。

先ほど吉井委員からも指摘がありましたけれども、私たちの国の先物取引では、客の九割が一般の素人、そして商社などの玄米投資家というのが一割にしかすぎない。欧米では逆に九割が玄米投資家が入っている。いわゆる大豆とかトウモロコシとかそういうふうな先物取引というののに対して、玄米が九割入っているのですよ。私は、その方が健全な市場だと思う。こんなところに、要するに八割が損して二割が得する、こういう危険な素人筋の一般国民が巻き込まれているとすれば、今私たちが議論をしている、今お話があったような、これをきちっとさせますと言うのだけれども、その一方で、そういう欧米とはちよつと異なる状況になっているのですね。

なぜそんなことを言っているかというと、日本の先物取引業者の実態についての資料、これは先ほどの通産省と農水省でまとめた資料の一部だと思ふのですけれども、先物取引市場と証券市場の比較なんです。委託者数、先物取引では十万人のお客さん、証券業界は一千九百万人のお客さん。それで、受け取り委託手数料、年間ですが、先物取引の方は三千百十八億円、それから証券業界が一兆六千三百二十四億円。そして、その関係筋、業界の人ですが、総役職員数、先物取引が一万人、証券業界は十一万九千人。そして、一人の職員に対するお客さんといえますか委託者数、これは先物取引の方は五人なんです。一人の職員の人が五人を相手にしている。それから、証券業界の方は一人の職員の人が百六十人のお客さんを相手にしている。受け取り委託手数料を総職員数で割った、いわゆる一人頭どのくらいの手

この状況をどう改善していくのか。逆に言えば、国際的な先物取引市場にしようというのであれば、欧米並みに九割は玄米筋の企業といえますか、商社等が参入できるような、そういう市場にしなければならぬと私は思うのですよ。

したがって、先ほどのフロントランニングの禁止などというのは当たり前なんです、遅きに失した感じもあるのです。ちよつとこれは質問通告にないかもしれないけれども、今回の法改正で本当に商社なんか九割ぐらゐ先物取引市場に

入ってくるような余地というのはあるのですか。逆に言えば、どうも後手後手、あるいは問題が起ったからそこに対応しようというだけで、国際的な欧米並みの先物取引市場にしようという文句はあるのだけれども、具体的に今回の法改正で本当に、九割が素人、一割がプロの商社という実態を逆転させて、九割ぐらゐは商社が参入してくるというような市場になると思ひますか。

○岩田政府委員 九割かどうかは別にいたしまして、私どもも、先生の御指摘のとおりでございます。当業者あるいは機関投資家というものが我が国の商品先物市場により多く参加をするようなことを理念的な姿として描いているわけでございます。そのために、一方におきまして、やはり市場の利便性というものが高まって、多くの方々がそこに参加しようという気持ちになっていただくとすることが重要でございます。

同時に、これまた一方で、信頼性ということもないと参加をしようという気にもなっていないだけないかもしれないということでございまして、利便性、信頼性の問題というのは、そうした欧米型の市場に一步でも二歩でも近づけるためにも、今回御提案申し上げているようなことをまさに一生懸命になって実現をしていくということが大事ではないかと考えておるわけでございます。

○大島委員 そのためには、先物取引の企業というものの指導というか育成というの、私は今回の法改正は一步前進、二歩前進だと思ふのですが、法律の、本当の意味で欧米並みの先物取引市場にしよう、もうちよつと明る、そしてまた金融ビッグバンというものが始まったというのです、この先物取引についても本当に根幹から変えて、まさにハイリスクなんだけれどもハイリターン、失敗するときは大変なんだけれどもハイリターン、そういうリスクを負いながらも商社がそこに突っ込んでいく。そういう環境をつくるべきであって、九割も素人筋を相変わらず巻き込むような、そういう先物取引市場の現状については根底から変えていく、変わっていく、そういうものを目指

すべきだと私は思うのです。そういうことを目指しているのだと思うのですけれども、どうも私は、今の事態においては不十分ではないかと思うのです。

次の質問に移ります。

いわゆる先物取引市場の業界を監督、指導する、あるいは紛争なんかがあった場合に、処理体制の充実を図るということは重要ですが、今回、取引員の制裁権限まで付与されて、紛争解決のあっせん、調停まで行う新自主規制団体というのができたわけですね。この役割は私は非常に重要だと思つたのです。言ってみればその業界を取り締まる一つの裁判所といえますか、その裁判所の手前の団体、管理団体ですね。

現在、社団法人の日本商品取引員協会というのがありますが、過当勧誘が多く問題化した取引員を譴責処分しましたけれども、その会社の名前あるいはまた業者の名前というものは、その業者の反対というのがある、これまでは公表してこなかったのです。譴責処分まではしましたけれども、この業者の氏名は公表しなかった。

これでは、言ってみれば社団法人日本商品取引員協会というものは仲よしクラブじゃないかと言われても仕方ないという声の一部が上がっていたわけですが、今回つくる自主規制団体、これはまさに公益団体でありまして、公益性をイの一番に考えた団体運営をすることが大変重要だ。その第一歩は、まず、業界からいろいろな圧力をかけられたとしても公正な判断ができるような市場取引監視委員会の構成、すなわち、理事会の構成が重要なんです。

そこで、先ほども委員から御指摘がありましたけれども、この新しい公益団体の理事の問題であります。公益法人という性格上、先ほど言いましたように、公正さ、中立性というのが求められているわけですね。この理事会の構成については、九六年九月の閣議了解事項となっている、公益法人の理事については同一業界関係者は全体の二分の一以下にするということはもちろんであります。

けれども、取引所の理事長が加わる時はこの理事長は業界関係者の中にカウントされるということではないと、公益理事がなかなか半数以下にならないのです。したがって、この新しくできる自主規制団体の理事会のあり方について、今申し上げた九六年九月の閣議了解事項となっているこの項目に照らして、どういう構想で考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○岩田政府委員 新しい自主規制機関でございます商品先物取引協会につきましては、御指摘のように委託者と商品取引員間のあっせん、調停、協会員に対する制裁といったような新たな業務がより適正に実行されるということが極めて重要でございます。これまでに以上団体の中立性、公正性が必要になるものと私も考えております。

このために、執行機関である理事につきましては、商品取引員を協会員として、自主規制を行う非常利法人という団体の性格に留意しながら、公益理事を理事全体の二分の一以上とするというように、その構成において団体自体の中立、公正性が確保されるように、国としても適切に指導監督を行つていきたいと考えております。

もう一つ御指摘のございました、取引所の理事長の件でございますが、商品取引所の理事長が新自主規制機関の団体の理事となる場合の取り扱いにつきましては、閣議決定されました公益法人の設立許可及び指導監督基準のこれまでの運用例を参考といたしまして、検討をさせていただきたいと考えております。

○大島委員 わかりました。それから、今私の質問の中で、これから、今回の法律に触れるような行動をした取引員についてはもちろん罰則がついているわけですが、その業者、その取引員の所属する会社名というものを世間に公表するということは、これはどうですか。

○岩田政府委員 お答えをいたします。私どもは、行政の処分の対象といたしましたものについては公表をさせていただきたいと考えております。

○大島委員 ともかく今申し上げたように、私たちがこの商工委員会でいろいろな質疑をしているというものの前提条件とはかなり異なるのが実態だと考えなければならぬと思うのです。その実態をいかにして、私たちが目指す欧米並みの先物取引市場にしようというのであれば、いわゆる世間常識に反している行為は一つ一つ排除していかなければならぬのです。

だから、そういう意味で、今お話がありましたように、もちろんこの法律に抵触した取引員についてはきちっと処罰すると同時に、そういうことをやった所属の企業については企業名をきちっと公表する。今、公表するという話はありましたけれども、そういうことを一つ一つ積み重ねない限り、日本の先物取引市場の業界を取り巻く何となくさん臭いといえますか、暗雲が立ち込めたといえますか、そういう雰囲気はなかなか直らないと私は思うのです。そのことについては、今おっしゃったことをきちっと守つていただけたらと思います。

それからもう一つ、最近、外為法の改正に伴いましてさまざまな動きが出てきておるのですが、日本の先物取引市場と海外の先物取引市場があるわけでありまして、それで、最近の事例では、海外のオプション取引のトラブルがふえてきているという話も聞いておりますし、警視庁なども海外先物取引規制法違反容疑でいろいろと家宅捜査したとか何かということも聞いておるわけでありまして、けれども、どうも、国内先物取引については新法の網がかぶさる、海外先物取引も海先法というもので規制されているのですけれども、この海外オプション取引というのは海先法の指定対象にはなっていないということなんです。

したがって、なかなかこの法律を適用していろいろ発動することができないというような話でもございます。この際、私は、この問題について何らかの対策をとらないと、いわゆる詐欺的行為が蔓延するのじゃないか。したがって、私は、この際、この分野に対する被害を拡大させないために、

めにも、海先法の指定対象にこういう今指定されないと加えるべきじゃないかと思つておるのですが、その件についての考えをお伺いしたいと思います。

○古田(憲)政府委員 お答え申し上げます。海外商品市場についてのトラブルでございますが、このところかなり減つてきておりますが、その中で、特に御指摘のあったオプション取引につきましては、ここ数年増加をしておるということでございます。

それで、これまで海外商品オプション取引のトラブルの問題についてさまざまな形で普及啓発はやってきておるところでございますけれども、御指摘のような事情も踏まえまして、今後私どもとしては、オプション取引についてさらに被害防止のための普及啓発活動を思い切つて強化をしたい、あるいは警察当局との連携による悪質業者摘発への協力など、そういった面でより一層の被害防止に努力してまいりたいと考えております。

こういった努力をしつつ、かつ、オプション取引についての被害の状況でありますとか実態でありますとか、そういったことを十分に把握し勘案しながら、御指摘の海先法への取り込みについては今後の課題として検討してまいりたいと思つております。

○大島委員 今後の課題ということでありますが、いろいろトラブルが発生してからでは遅いわけでありまして、今後の課題と言わずに検討を開始してもらいたい。いつも後手後手なんです。これまでもそうでしょう。平成二年に改正したから平成十年まで約八年間ずっと改正がなかったのですけれども、先ほどのような事例がずっと続いていたのです。続いてきたにもかかわらず、というの、八年前と今日ではかなり市場が変わりましたね。日本の社会も変わりました。一人頭のお金の持ち方も変わってきた。お年寄りの方もふえてきた。

そういう状況の中で、被害者が増加傾向にあるということであれば、やはり適切にきちっと手を

打つていくべきだと思いますが、今のうちに、今後検討課題とさせていただきますという答えも一つの答えなんですよけれども、やはり問題が起つて被害者が出てからでは遅いのじゃないですか。したがって、そういう問題についても、その状況について検討を開始してもらいたいと思うのですが、どうでしょうか。

○古田(警)政府委員 本件の重要性にかんがみまして、検討を開始し、十分実態それから対応の方角について煮詰めてまいりたいと思っております。

○大島委員 とにかく、日本の政治は、何か問題が起これないとか動かないということを常々言われていますから、欧米並みの先物取引市場を目指すというところであれば、いろいろな可能性に思いを寄せ、一つ一つ国内のそういう問題点は厳密に処しながら、何とか透明性を高めた市場にしようという努力とともに、そういう国際間の取引などの落とし穴があれば、ここにいろいろと着目して対策すべきです。だから、ぜひ、それは今おっしゃったような形で検討を開始して、しかるべき方向性を出してもらいたいと思います。

それから、先ほども同僚委員からお話もあったのでありますが、今回の法律改正の審議過程の中でいわゆる熟慮期間の設置というものを検討したけれども、導入は見送ったという話も漏れ承っております。この熟慮期間の設置というのは、契約締結から十四日間を経過した以降でなければ取引、市場で売買をしてはならないということなんですけれども、これは非常に有効な対策ではないのか。

先ほどの事例二つ、ちょっと大臣がおられないときに申し上げたのですが、四十三歳のサラリーマンが、会社で大学の後輩と称する人から電話を受けて、あいまいな返事をしたところ、早速その会社の上長という人から、もうやめたよ、だから三百万よこせというのを夕方言われて、びっくりしたという話なんです。それで、押し問答しながら、おかしいじゃないかというので、一応、国

民生活センターというのが仲介してチャラにしたのです。

それから、もう一つは、八十五歳の無職の男性が、株券と現金を六千万円投入してやったのだけれども、よくわからないからもうやめたい。それでもやめさせてくれなかった。今やめたら四千万損しますよ、五千万損しますよというわけで、なかなかやめてくれないう。しかし、もうやめたいと言つて、結局、国民生活センターが入つていろいろやった結果、一千万ぐらゐの損失といひますけれども、どうも、そんなことを考えますと、先ほどの四十三歳の会社員の例でいえば、この熟慮期間の設置というものをきちつとやってもうえしたがつて、私は、なぜ、熟慮期間の設置というものを検討しながら、今回の法改正に入れなかったのかというのをきちつとお伺いしたいと思ひます。

○岩田政府委員 熟慮期間の問題につきましては、商品取引所審議会におきましても議論が行われたところでございますが、新規委託者とのトラブル防止という観点からは一定の効果を有するわけでございますけれども、一方、委託者になりたてである人々たちを一律に制約をするというものであるということ、むしろ、適合性の原則の導入でございますとか自主規制の強化でございますとかというふうなことでございまして、きちつと対応することが望ましいということでございます。

なお、今お示しいただきました幾つかの例に關して申し上げますと、熟慮期間の問題というよりは、いわゆる仕切りの問題というふうなことも含まれておるかと思ひます。仕切りの問題につきましても、先ほども御答弁させていただきましたが、客観的に意思の表明が明らかになつていふというふうな場合、先ほど申し上げましたように、内容証明によつて、文書によつて連絡があつたような場合に、さらにそれに加えて電話でもう一遍再勧誘をするとかいうようなことは、むしろ仕切り拒否

に該当するものとしてこれを禁止するというようなことでの措置も今回新たに導入をする、そういう方向で指導していきたい、このように考えておるところでございます。

○大島委員 私、時間配分を間違えまして、ちよつと時間が来たようですが、最後に、大臣、やはりいろいろやってきましたが、どうも素人がひつかかるのは電話勧誘なんです。したがつて、私は、先ほどの委員からも御指摘がありましたが、電話勧誘というものを禁止するということを検討するか、あるいは、氏名の明示等々、何らかのきちつとした制約を設けるべきだと思ひますが、この件についてお伺ひして、質問を終わりたいと思ひます。

○堀内国務大臣 委員のお話のとおり、電話による勧誘というのは非常に、夜分だとかいろいろは迷惑なこともございますが、それによつて勧誘を受けて大変な大損をしたというふうな人も大勢ございます。そういう意味で、電話勧誘につきましましては、従来から、電話勧誘を断つた者に対する再勧誘は禁止するということになつており、また、相手方が迷惑を覚える時間帯の電話勧誘は禁止するということになつておりますが、それに加えて、今度は、電話勧誘の際には、まず会社名、それから先物取引の勧誘であるということをはつきり明示してから勧誘をしなさいかぬというふうなことにしまして、これを行わない場合には行政処分の対象にするということになつております。

また、今回の改正におきまして、今までの御質疑の中にもございましたが、顧客の知識とか経験とか財産というふうなものをしつかりつかまえて、その相手を理解した上で、適切でないという方に対して不適当な勧誘は禁止するということがはつきり行われております。いわゆる適合性の原則を導入いたしました。そしてまた、こういうふうな不適当な勧誘を行つて委託者の保護に欠けるようなことになるおそれがある場合には、業務改善命令等を行うことができるようにいたして

でございます。

さらに、自主的な規制機関ではありませんが、今度その機能の抜本的強化を図ることとして、特に制裁については、商品取引員がルールに違反してないかというところをはつきり証明できない、グレイゾーンの場合はすべて厳格な制裁を加えるということになつております。

こういうふうな法律の厳正な運用を図ることによりまして、電話勧誘に対するトラブルを初めとして、また委託者のトラブルの防止を徹底して、この商品取引、先物取引の信頼性というものをますます高めていきたいというふうに考えております。

○大島委員 終わります。ありがとうございます。

○斎藤委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○斎藤委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。吉井英勝君。

○吉井委員 私は、日本共産党を代表して、商品取引所法の一部を改正する法律案に対し、反対討論を行います。

反対理由の第一は、法案が、石油、米など新規上場商品の拡大を図りやすくするとともに、商品取引員の資格要件の緩和や取次業務の解禁など、日本版ビッグバンに合わせて制度を改革することです。このことは、極めてリスクの高い商品先物市場を拡大し、市場への大銀行、大商社、証券会社などの参入を促進し、その利益に奉仕することにも、日本経済の投機化を一層促進するからであります。

反対する第二の理由は、当業者主義の確立を見送り、消費者被害を一層拡大することです。

商品先物取引は、買い注文と売り注文が同数で、各注文の利益は他の注文の損失の上にのみ生じるものであり、株式取引等に比べて危険性が格段に大きいことは明らかです。現に、通産省、農水省の研究報告によつても、委託者全体の八割

弱が損害を受けています。取引を委託した一般消費者の圧倒的多数は損害を受けていることになるのです。したがって、先物取引はあくまで実際に商品の生産、流通に係る当業者に限るべきであるにもかかわらず、法案で先物市場を拡大することは、消費者被害を一層拡大することになるからであります。

最後に、現実に商品先物取引の消費者被害が拡大しているもとで、商品取引所、商品取引員への監視、監督を厳正に行うとともに、自主規制団体の機能も実効性が上がるように強化し、委託者保護を徹底して強めるよう要求し、討論を終わります。

以上であります。

○斎藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○斎藤委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、商品取引所法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○斎藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○斎藤委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、岸田文雄君外四名から、自由民主党、民友連、平和・改革、自由党及び社会民主党・市民連合の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。伊藤達也君。

○伊藤達也委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

商品取引所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、我が国商品先物

市場が世界的な変革の潮流の中でその遅れを取り戻し、健全な発展を図るとともに、委託者保護の徹底を図る見地から、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 我が国商品先物市場の空洞化を防ぐため、商品取引員の経営基盤の強化を図りつつ、委託手数料の段階的自由化を早期に実施すること。

二 市場取引監視委員会がその市場監視機能の充実を図り、公正、透明な商品市場を実現できるよう委員構成、権能、運営面について特段の措置を講ずること。

三 「適合性原則」、「フロントランニングの禁止」、電話勧誘等の委託者勧誘に関するルールの徹底した遵守のための措置を講ずること。

四 商品取引員の許可の更新に当たっては、各商品取引所等に寄せられる情報等を踏まえ、営業姿勢等について厳格に審査するとともに、委託取次ぎの新業務については、責任の所在が不明確とならないよう措置すること。

五 新自主規制団体の理事会の構成については、その中立性、公益性を確保できるようなものとするともに、本団体による会員制裁及びあつせん・調停制度等については、より信頼される運営を行い、取引の公正の確保、委託者保護に万全を期すること。

六 改正外国為替及び外国貿易法の施行に伴い、海外先物取引、海外オプション取引等による紛争を防止する見地から適切な措置を講ずること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、子細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○斎藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○斎藤委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、堀内通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。堀内通商産業大臣。

○堀内国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法の実施に努めてまいりたいと考えております。

○斎藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○斎藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○斎藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律

商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 商品取引所

第一節 総則(第三条―第八条)

第二節 設立(第八条の二―第二十二條)

第三節 会員(第二十三條―第五十四條)

第四節 機関(第五十五條―第七十一條)

第五節 計算(第七十二條―第七十六條)

第六節 商品市場における取引(第七十七條―第九十五條)

第七節 商品市場における取引の受託(第九十六條―第九十七條の十七)

第八節 解散及び清算(第九十八條―第一百

九條)

第九節 登記(第一百―第一百十八條)

第十節 監督(第一百十九條―第二十五條)

第三章 商品取引員

第一節 許可等(第二十六條―第三十六

條)

第二節 業務(第三十六條の二―第三十三

六條の二十四)

第三節 監督(第三十六條の二十五―第百

三十六條の三十五)

第四章 商品先物取引協会

第一節 総則(第三十六條の三十六―第百

三十六條の三十九)

第二節 設立(第三十六條の四十―第百三

十六條の四十五)

第三節 協会員(第三十六條の四十六―第

百三十六條の四十八)

第四節 機関(第三十六條の四十九―第百

三十六條の五十三)

第五節 紛争の解決(第三十六條の五十

四―第百三十六條の五十六)

第六節 解散及び登記(第百三十六條の五十

七―第百三十六條の五十八)

第七節 監督(第百三十六條の五十九―第

百三十六條の六十二)

第八節 雑則(第百三十六條の六十三―第

百三十六條の六十四)

第五章 商品取引所審議会(第百三十七條―第

百四十二條の二)

第六章 雑則(第百四十三條―第百五十一條)

第七章 罰則(第百五十二条―第百六十六条)

項の規定による場合を含む。」を加える。
第二十條中第四項を第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

第一條中「受託を」を「受託等」に改める。
「第二章 設立」を削る。

第二條の次に次の章名及び節名を付する。

第二章 商品取引所

第一節 総則

第八條の次に次の節名を付する。

第二節 設立

第九條第二項第一号中「及び第百四十五條の三第一項を」を「第百四十五條の三第一項及び第百四十五條の五第一項」に改める。

第十三條第二項中「紛争処理規程」の下に「市場取引監視委員会規程」を加える。

第十五條第一項第四号中「及び紛争処理規程」を「紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程」に、「又は紛争処理規程」を「紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程」に改め、同条第二項中「前項第一号から第三号までの基準」を「前項第一号の基準に代えて、申請に係る市場商品又は市場商品指數の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他市場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする取引所を設立することが当該市場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第二号及び第三号の基準」に改め、同条に次の二項を加える。

9 主務大臣は、取引所の存立時期又は商品市場の開設期限が定款に記載されている第八條の二の許可の申請があつた場合においては、第百四十七條の二(第三号に係る部分に限る)の規定による公示があつた日から四月以内に、申請をした者に対し、許可又は不許可の通知を發しなればならない。

10 主務大臣が前項の期間内に同項の通知を發しなかつたときは、その期間満了の日に第八條の二の許可があつたものとみなす。

第十七條中「あつたとき」の下に「(第十五條第十

第一類第九号

商工委員會議録第八号

平成十年四月十日

一の規定による場合を含む。」を加える。

第二十條中第四項を第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 主務大臣は、取引所の存立時期又は商品市場の開設期限の廢止に係る第一項の規定による処分にあつては、当該処分までの間の当該取引所又は当該商品市場における取引の状況について勘案しなければならない。

第二十條第三項各号を次のように改め、同項を同条第四項とする。

一 第一項の認可であつて前項第一号に掲げる区分に係るもの 第十五條第四項から第八項までの規定(定款に開設期限が記載されている商品市場の開設に係るものについては、同条第二項及び第四項から第十項までの規定)

二 第一項の認可であつて前項第二号に掲げる区分に係るもの 第十五條第四項から第八項までの規定(定款に開設期限が記載されている商品市場の開設に係るものについては、同条第二項及び第四項から第十項までの規定)

三 主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める要件に適合していると認めるときは、認可をしなればならない。

一 商品市場の開設に係るもの 次に掲げる要件

イ 当該商品市場を開設しようとする取引所の会員であつて当該商品市場において取引をしようとするもの及び当該取引所の会員になろうとする者であつて当該商品市場において取引をしようとするもの(その出資の全額の払込みが終了した者に限る)の合計数が二十人以上であり、かつ、その過半

数の者が第九條第二項各号に定める者であること。

口 第十五條第一項各号に掲げる要件

二 前号に掲げるもの以外のもの 第十五條第一項各号に掲げる要件

第二十條の二の見出し及び同条第一項中「又は紛争処理規程」を「紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程」に改める。

第二十一條第一項第二号中「若しくは紛争処理規程」を「紛争処理規程若しくは市場取引監視委員会規程」に改める。

「第三章 罰則」を削る。

第二十三條の前の章名を削り、同条の前に次の節名を付する。

第三節 会員

第二十三條第一項第一号中「(商品市場における取引の取次ぎを含む)」及び「第四十七條の二第一項」を削り、「第七十七條の下に、第百三十三條第一項を加え、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該取引所の商品市場における取引の委託を受け、又はその委託の取次ぎを引き受けること(以下「商品市場における取引の受託等」という)について第百二十六條第一項の許可を受けた者

第二十三條第二項中「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

第二十四條第一項第三号中「第五十二條第一項」を「第百三十六條の二第二十七條第一項」に、「第百三十三條」を「第百三十六條の三第二十二條第一項」に、「第四十一條第一項」を「第百二十六條第一項」に、「第五十二條第一項」を「第百三十六條の二第二十七條第一項」に、「第百三十三條」を「第百三十六條の三第二十二條第一項」に改め、同項第五号中「第百三十三條」を「第百三十六條の三第二十二條第一項」に改める。

第三十八條第五項中「第四十一條第一項」を「第百二十六條第一項」に改める。

百二十六條第一項」に改める。

「第五章 商品取引員」を削る。

第四十一條を次のように改める。

(市場取引監視委員会)

第四十一條 取引所は、市場取引監視委員会規程において、商品市場における取引の公正の確保を図るため、商品市場における取引について学識経験を有することその他主務省令で定める要件に該当する委員により組織される市場取引監視委員会(以下この条において「委員会」という)を置く旨を定めなければならない。

2 委員会は、商品市場における取引の方法、管理その他取引所の業務の運営について、理事長に対して意見を述べることができる。

3 取引所は、その市場取引監視委員会規程において、委員会の組織及び権限に関する事項その他主務省令で定める事項を定めなければならない。

第四十二條から第五十四條までを次のように改める。

第四十二條から第五十四條まで 削除

第五十四條の二から第五十四條の八までを削る。

第五十五條の前の章名を削り、同条の前に次の節名を付する。

第四節 機関

第六十四條第三項第五号中「商品取引員の下に」を「(第百二十六條第三項に規定する商品取引員をいう。以下この章において同じ)」を加える。

第六十五條中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九號)」を加える。

第七十二條の前の章名を削り、同条の前に次の節名を付する。

第五節 計算

第七十七條の前の章名を削り、同条の前に次の節名を付する。

第六節 商品市場における取引

第七十七條第一号口中「イに掲げる者」を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三條第一項第一号」

を「第二十三条第一項第三号」に改め、同号中口をハとし、イの次に次のように加える。

ロ 当該商品市場における取引の受託等について第百二十六条第一項の許可を受けた者

第七十七條第二号ロ中「イに掲げる者」を「イ及びロに掲げる者」に、「第二十三条第一項第二号」を「第二十三条第一項第三号」に改め、同号中口をハとし、イの次に次のように加える。

ロ 当該商品市場における取引の受託等について第百二十六条第一項の許可を受けた者

第七十七條の二第三項中「第百十九條第一項、第百二十條第一項、第三項及び第四項」を「第百十九條、第百二十條」に改める。

第八十條第五項に次のただし書を加える。

ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第八十七條第二項中「第五十三條」を「第百三十六條の二十八」に改める。

第八十八條第六号中「又は受託をする」を「し、又はその委託を受け、若しくはその委託の取次ぎを引き受ける」に改める。

第九章 商品市場における取引の受託を削る。

第九十一條から第九十五條までを次のように改める。

第九十一條から第九十五條まで 削除

第九十六條の前に次の節名を付する。

第七節 商品市場における取引の受託

第九十六條第一項中「商品取引員」を「会員」に、「取引の受託契約」を「取引の受託」に改める。

第九十七條の見出し中「委託手数料及び」を削り、同条第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「委託手数料を徴し、及び」を削り、「を徴しなればならない」を「預託を受けなければならぬ」に改める。

第九十七條の二第二項中「商品取引員」を「会員」に改め、「その受託業務」の下に「(第百二十六條第一項の許可に係る商品市場における取引の受託に関する業務をいう。以下同じ)」を加え、同条第

二項第一号中「受託業務を行う」を削り、同条第三項から第六項までの規定中「商品取引員」を「会員」に改め、同条第七項中「商品取引員」を「会員」に改め、「受託業務を行う」を削る。

第九十七條の三及び第九十七條の四中「商品取引員」を「会員」に改める。

第九十七條の五第一項中「商品取引員」を「会員」に改め、「受託業務を行う」を削り、同条第二項中「第四十九條第四項、第五十二條第一項若しくは第二項若しくは第百二十三條」を「第百三十五條第四項、第百三十六條の二十七第一項若しくは第二項若しくは第百三十六條の三十二第一項」に、「第四十一條第一項」を「第百二十六條第一項」に、「第五十一條」を「第百三十六條」に改める。

第九十七條の十四第二項を次のように改める。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第九十七條の十四に次の一項を加える。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九十七條の十七第一項中「商品取引員と顧客」を「会員と委託者」に、「商品取引員又は顧客」を「又は委託者」に改める。

第九十八條の前の章名を削り、同条の前に次の節名を付する。

第八節 解散及び清算

第九十九條の七第五項及び第六項中「第四十一條第一項」を「第百二十六條第一項」に改める。

第百二條の前の章名を削り、同条の前に次の節名を付する。

第九節 登記

第百十九條の前の章名を削り、同条の前に次の節名を付する。

第十節 監督

第百十九條第二項を削る。

第百二十條第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「又は商品取引員」を削り、

「提示」を「提示」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第五十四條の八第二項及び第三項」を「第九十七條の十四第二項及び第三項」に、「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第百二十三條を次のように改める。

第百二十三條 削除

第百二十四條中「紛争処理規程」の下に「市場取引監視委員会規程」を加える。

第百二十五條中「から第百二十三條まで」を「及び第百二十二條」に、「から前条まで」を「第百二十二條及び前条」に改める。

第十三章及び第十四章 削除を削る。

第百二十五條の次に次の章名及び節名を付する。

第三章 商品取引員

第一節 許可等

第百二十六條から第百三十六條までを次のように改める。

(取引の受託等の許可)

第百二十六條 商品市場における取引の委託を受ける者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、一又は二以上の商品市場によつて構成される許可の種類であつて主務省令で定めるもの(以下「許可の種類」という。)ごとに、次に掲げる区分によつて行う。

一 政令で定める人数以上の役員及び使用人に

ついて第百三十六條の四第一項の外務員の登録を受けて、商品市場における取引の受託等に関する業務を行うとする者

二 商品市場における取引の受託等に関する業務を行おうとする者であつて、前号に掲げるものの以外のもの

所を有するものに限る。(以下「商品取引員」という。)でなければ、受け、又は引き受けてはならない。

4 第一項の許可は、六年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

5 第二項第二号に掲げる者に係る第一項の許可(前項の許可の更新を含む。以下「二種商品取引受託業務の許可」という。)を受けた者が、当該許可に係る許可の種類について、第二項第一号に掲げる者に係る第一項の許可(以下「一種商品取引受託業務の許可」という。)を受けたときは、その者に対する当該許可の種類についての第二種商品取引受託業務の許可は、その効力を失う。

(許可の条件)

第百二十七條 前条第一項の許可(同条第四項の許可の更新を含む。以下同じ。)には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、商品市場における秩序を維持し、又は委託者を保護するため必要な最小限度のものでなければならない。

(許可の申請)

第百二十八條 第百二十六條第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項(第二種商品取引受託業務の許可を受けようとする者にあつては、第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項)を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号及び役員の氏名

二 資本の額

三 許可の種類

四 商品市場における取引の受託等を行う商品市場

五 受託等業務(第百二十六條第一項の許可に係る商品市場における取引の受託等に関する業務をいう。以下同じ。)の方法の別(商品市場における取引の受託又は商品市場における取引の委託の取次ぎの別をいう。以下同じ。)

六 本店及び従たる営業所の名称及び位置

2 前項の申請書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第二百二十九条 主務大臣は、第二百二十六条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合しているとき認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 申請者が、第一種商品取引受託業の許可を受けようとする者である場合にあっては政令で定める金額以上の資本の額を有する株式会社、第二種商品取引受託業の許可を受けようとする者である場合にあっては法人であること。

二 申請者がその受託等業務を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、その受託等業務の収支の見込みが良好であること。

三 申請者がその受託等業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

四 申請者がこの法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その執行を終わつた日又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しない者でないこと。

五 申請者が第二百三十六条の二十七第一項若しくは第二百三十六条の三十二第一項の規定により第二百二十六条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者又はこれらの規定に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けていた同種の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

六 申請者が第二百二十二条の規定又はこれに相当する外国の法令による命令(これに相当する外国の法令によるその他の行政処分を含む)により取引所又はこれに相当する外国の施設から除名され、その除名の日から五年を経過しない者でないこと。

七 申請者が第四百三十二条第一項の規定による裁判所の命令又はこれに相当する外国の法令の規定による外国の裁判所の命令を受けた後一年を経過しない者でないこと。

八 申請者の役員のうち第二百四十四条第一項第一号から第六号までの一に該当する者がいないこと。

二 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項第四号から第七号までの規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

三 申請者の純資産額が、前条第一項第四号に掲げる商品市場について第二百三十五条第一項の規定により定められた基準額(その者が他の商品市場について第二百二十六条第一項の許可又は第二百三十一条第一項の許可を受けている場合にあっては、当該商品市場及び当該他の商品市場について第二百三十五条第一項の規定により定められた基準額を合算した額)を下る場合には、第一項第二号の規定の適用に当たつては、その者は、その受託等業務を健全に遂行するに足る財産的基礎を有しないものとする。

四 第二十五条第七項の規定は、前項の純資産額について準用する。

(処分の手続)

第二百三十条 第十五条第四項から第八項までの規定は、第二百二十六条第一項の規定による処分(同条第四項の許可の更新に係る処分を含む)について準用する。

(変更の許可)

第二百三十一条 商品取引員は、次に掲げる場合(第二種商品取引受託業の許可を受けた商品取引員にあつては、第二号に掲げる場合)には、主務大臣の許可を受けなければならない。

一 資本の額を減少しようとするとき。

二 第二百二十八条第一項第四号又は第五号に掲げる事項を変更するとき。

商品取引員は、前項の許可を受けようとする

ときは、申請書に主務省令で定める書類を添付し、主務大臣に提出しなければならない。

3 次の各号に掲げる処分については、当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項の規定による処分であつて同項第一号に係るもの 第十五条第四項から第八項まで、第二百二十七条及び第二百二十九条第一項第一号の規定

二 第一項の規定による処分であつて同項第二号に係るもの 第十五条第四項から第八項まで、第二百二十七条及び第二百二十九条第一項第二号の規定

(届出事項)

第二百三十二条 商品取引員は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その日から二週間以内に、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第二百二十八条第一項第一号、第二号又は第六号に掲げる事項(第二種商品取引受託業の許可を受けた商品取引員にあつては、同項第一号又は第六号に掲げる事項)を変更したとき(前条第一項の許可を受けてこれらの事項を変更したときを除く)。

二 従たる営業所を開設し、又は廃止したとき。

三 受託等業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

四 受託等業務を廃止したとき。

2 前項の届出書であつて第二百二十八条第一項第一号に係るものには、その変更を証する書面及びその変更の届出が新たに就任した役員に係るときは主務省令で定める書類を添付しなければならない。

第二百三十三条 商品取引員は、その者が取引をする商品市場における取引の受託等業務、当該商品市場における上場商品構成物品等、当該上場商品構成物品等の主たる原料若しくは材料となつては原料若しくは材料とする物を含む)の売買、取引の取次ぎ等の業務及びこれに附帯する業務以外の業務(以下「兼業業務」という)を営もうとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとするとき、又はその届け出た事項に変更が生じたときも、同様とする。

取引の取次ぎ等の業務及びこれに附帯する業務以外の業務(以下「兼業業務」という)を営もうとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとするとき、又はその兼業業務を廃止したときも、同様とする。

2 商品取引員は、他の法人に対する支配関係(他の法人に対する関係で、商品取引員がその法人の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係)を有し、かつ、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項に変更を生じたとき、又はその支配関係がなくなつたときも、同様とする。

3 前二項の場合において、商品取引員が営もうとする兼業業務又は前項に規定する支配関係を有している法人の業務が商品市場に相当する外国の市場において先物取引に類似する取引を行うことと委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務その他の主務省令で定める業務に該当するものであるときは、主務省令で定めるところにより、当該商品取引員の財産の状況に影響を及ぼすおそれがある当該業務の運営に関する事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとするとき、又はその届け出た事項に変更が生じたときも、同様とする。

(商品取引員たる地位の承継)

第二百三十四条 商品取引員につき合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、商品取引員たる地位を承継する。

2 前項の規定により商品取引員たる地位を承継した者は、遅滞なく、その旨の届出書にその事

実を証する書面を添付し、主務大臣に提出しなければならぬ。

(商品取引員の純資産額)

第百三十五条 商品取引員の純資産額の基準額は、商品市場における取引の種類、取引単位、取引高その他の取引事情、受託等業務の方法の別及び委託者の保護を考慮して、商品市場ごとに、主務省令で定める。

2 主務大臣は、商品取引員の純資産額が、当該商品取引員が受託等業務を行う商品市場について前項の規定により定められた基準額(その者が二以上の商品市場について第百二十六条第一項の許可又は第百三十一条第一項の許可を受けている場合にあっては、これらの商品市場について前項の規定により定められた基準額を合算した額を下ることとなつたときは、遅滞なく、当該商品取引員に対し当該商品市場における取引の受託等の停止を命じなければならない。

3 前項の場合において、当該商品取引員が受託等の停止を命ぜられた日から六月以内にその者の純資産額が同項に規定する基準額以上となつたときは、主務大臣は、同項の規定による受託等の停止を解除しなければならない。

4 第二項の場合において、商品取引員の純資産額が前項に規定する期間内に第二項に規定する基準額以上となつたときは、主務大臣は、第百二十六条第一項の許可を取り消さなければならない。

5 第二十一条第二項の規定は、前項の規定による許可の取消しに係る期間について、同条第三項の規定は、第二項又は前項の規定による処分について、第二十五条第七項の規定は、前各項の純資産額について準用する。

(許可の失効)
第百三十六条 商品取引員が受託等業務を廃止したときは、第百二十六条第一項の許可は、その効力を失う。

第百三十六条の次に次の二節及び一章を加える。

第二節 業務

(標識の掲示)

第百三十六条の二 商品取引員は、営業所ごとにその見やすい箇所に、主務省令で定める標識を掲げなければならない。

2 商品取引員以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)
第百三十六条の三 商品取引員は、自己の名義をもつて、他人に商品市場における取引の受託等に関する業務を行わせてはならない。

(外務員の登録)
第百三十六条の四 商品取引員は、その役員及び使用人であつて、その商品取引員のために商品市場における取引の受託等又は委託の勧誘を行うもの(以下「外務員」という。)について、主務大臣の行う登録を受けなければならない。

2 商品取引員は、前項の規定による登録に係る外務員(以下「登録外務員」という。)以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

3 第一項の規定により登録を受けようとする商品取引員は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 登録申請者の商号及びその代表者の氏名
二 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項
イ 氏名、生年月日及び住所
ロ 所属する営業所の名称
ハ 役員又は使用人の別
ニ 登録を受けようとする商品市場

ホ 外務員の職務を行つたことのある者について、外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた商品取引員及び営業所の商号及び名称並びにその行つた期間

4 前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

5 主務大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、第百三十六条の六第

一項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに氏名、生年月日その他主務省令で定める事項を商品市場ごとに登録原簿に登録しなければならない。

6 主務大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

7 第一項の登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(外務員の登録の制限)
第百三十六条の五 主務大臣は、第二種商品取引受託業務の許可を受けた商品取引員に対しては、第百二十六条第二項第一号の政令で定める人数以上の外務員について前条第一項の登録を行つてはならない。

(外務員の登録の拒否)
第百三十六条の六 主務大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号の一に該当するときは、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第二十四条第一項第一号から第六号までの一に該当する者
二 第百三十六条の九第一項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者
三 登録申請者以外の商品取引員に属する外務員として登録されている者

2 第十五条第四項から第八項までの規定は、前項の規定による登録の拒否について準用する。

(外務員の権限)
第百三十六条の七 外務員は、その所属する商品取引員に代わつて、商品市場における取引の受託等又は委託の勧誘に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であつたときは、この限りでない。

(外務員についての届出)
第百三十六条の八 商品取引員は、登録外務員について、次の各号の一に該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 第百三十六条の四第三項第二号イからハまでに掲げる事項に変更があつたとき
二 第二十四条第一項第一号から第六号までに掲げる事項又は第六号までに掲げる事項は、外国の法令の規定又は外国の施設に係る部分に限る。の一に該当することとなつたとき

三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつたとき
(外務員の登録の取消し等)
第百三十六条の九 主務大臣は、登録外務員について、その登録が不正の手段によりなされたことを発見したとき、又は登録外務員が次の各号の一に該当するときは、当該登録を取り消し、又は当該登録外務員に対し、二年以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることが出来る。

一 第二十四条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたとき
二 法令に違反したとき、その他外務員の職務に關して著しく不適当な行為をしたと認められるとき

2 主務大臣は、前項の規定に基づいて処分をするとき、書面により、その旨を当該外務員について登録を受けた商品取引員に通知しなければならない。

3 第二十一条第二項の規定は、第一項の規定による登録の取消しに係る期間について、同条第三項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

(外務員の登録の抹消)
第百三十六条の十 主務大臣は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。

一 前条第一項の規定により外務員の登録を取り消したとき

二 外務員の所屬する商品取引員が解散し、又はすべての受託等業務を廃止したとき。

三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつた事実が確認されたとき。

(商品先物取引協会による外務員の登録事務)

第百三十六条の十一 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、第百三十六条の三十六第一項に規定する商品先物取引協会(以下この条から第百三十六条の十三まで及び第百三十六条の三十四において「協会」という。)に、第百三十六条の四から第百三十六条の六まで及び前三条に規定する登録に関する事務であつて当該協会に所屬する商品取引員の外務員に係るもの(以下この条及び第百三十六条の十三において「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わないものとする。

3 協会は、第一項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その定款において外務員の登録に関する事項を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 第一項の規定により登録事務を行う協会は、第百三十六条の四第五項の規定による登録、第百三十六条の八の規定による届出に係る登録の変更、第百三十六条の九第一項の規定による処分(登録の取消しを除く。)又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 主務大臣は、第一項の規定により登録事務を行う協会に所屬する商品取引員の登録外務員が第百三十六条の九第一項第一号又は第二号に該当するにもかかわらず、当該協会が同項に規定する措置をしない場合において、商品市場における秩序を維持し、又は委託者を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、同項に規定する措置をすることを命ずることができる。

6 第二十一条第二項及び第三項の規定は、前項

の規定による命令について準用する。

(登録手数料の納付)

第百三十六条の十二 外務員の登録を受けようとする商品取引員は、政令で定めるところにより、登録手数料を国(前条第一項の規定により協会に登録する場合にあつては、協会)に納めなければならない。

2 前項の登録手数料で協会に納められたものは、当該協会の収入とする。

(審査請求)

第百三十六条の十三 第百三十六条の十一第一項の規定により登録事務を行う協会の第百三十六条の四第三項の規定による登録の申請に係る不作為、第百三十六条の六第一項の規定による登録の拒否又は第百三十六条の九第一項の規定による処分について不服がある商品取引員は、主務大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(商品取引員が占有する商品等の処分の制限)

第百三十六条の十四 商品取引員は、委託者から預託を受けて、又はその者の計算において自己が占有する物をその者の書面による同意を得ないで、委託の趣旨に反して、担保に供し、貸し付け、その他処分してはならない。

(受託等に係る財産の分離保管等)

第百三十六条の十五 商品取引員は、受託等業務により生じた債務の弁済を確保するため、商品市場における取引につき、委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物(主務省令で定めるものに限る。)の価額に相当する財産については、商品取引員のその他の財産から分離して主務省令で定める銀行その他の金融機関へ預託することその他の主務省令で定める措置を講ずることにより、これを保全しなければならない。

(のみ行為の禁止)

第百三十六条の十六 商品取引員は、商品市場における取引の委託を受けたとき、又はその委託

の取次ぎを引き受けたときは、その委託に係る商品市場における当該委託に係る申込みをせず、又は当該委託の取次ぎをしないで、自己がその相手方となつて取引を成立させてはならない。

(誠実かつ公正の原則)

第百三十六条の十七 商品取引員並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

(不当な勧誘等の禁止)

第百三十六条の十八 商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品市場における取引につき、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその委託を勧誘すること。

二 商品市場における取引につき、顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担すること

を約し、又は利益を保証して、その委託を勧誘すること。

三 商品市場における取引につき、数量、対価の額又は約定価格等その他の主務省令で定める事項についての顧客の指示を受けないでその委託を受け、又はその委託の取次ぎを引き受けること。

四 商品市場における取引につき、顧客から第

二条第六項第一号に掲げる取引の委託を受け、その委託に係る取引の申込みの前に自己の計算においてその委託に係る商品市場における当該委託に係る取引と同一の取引を成立させることを目的として、当該委託に係る取引における対価の額より有利な対価の額(買付けについては当該委託に係る対価の額より低い対価の額を、売付けについては当該委託に係る対価の額より高い対価の額をいう。)で同号に掲げる取引をすること。

五 前各号に掲げるもののほか、商品市場にお

ける取引又はその受託等に関する行為であつて、委託者の保護に欠け、又は取引の公正を

害するものとして主務省令で定めるもの

(受託等契約の締結前の書面の交付)

第百三十六条の十九 商品取引員は、商品市場における取引の受託等と内容とする契約(以下この条において「受託等契約」という。)を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し受託等契約の概要その他の主務省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該受託等契約の締結前主務省令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合は、この限りでない。

(取引の方法の別の明示)

第百三十六条の二十 商品取引員は、商品市場における取引の委託を受けたときは、あらかじめ、顧客に対し自己がその委託に係る商品市場における当該委託に係る申込みを行うか、又はその委託の取次ぎを行うかの別を明らかにしなければならない。

(取引の成立の通知)

第百三十六条の二十一 商品取引員は、委託を受けた、又は委託の取次ぎを引き受けた商品市場における取引が成立したときは、遅滞なく、書面をもつて、成立した取引の種類ごとの数量及び対価の額又は約定価格等並びに成立の日その他の主務省令で定める事項を委託者に通知しなければならない。

(商品取引責任準備金)

第百三十六条の二十二 商品取引員は、主務省令で定めるところにより、先物取引の取引高に

応じ、商品取引責任準備金を積み立てなければならない。

2 前項の商品取引責任準備金は、先物取引又はその委託を受け、若しくはその委託の取次ぎを引き受けることに關して生じた事故であつて主務省令で定めるものによる損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(帳簿の作成等)

第三百三十六条の二十三 商品取引員は、商品市場における取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

(帳簿の区分経理)

第三百三十六条の二十四 商品取引員は、商品市場における取引について、主務省令で定めるところにより、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とを帳簿上区分して経理しなければならない。

第三節 監督

(改善命令等)

第三百三十六条の二十五 主務大臣は、商品取引員の財産の状況又は受託等業務の運営が次の各号の一に該当する場合において、商品市場における秩序を維持し、又は委託者を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該商品取引員に対し、財産の状況若しくは受託等業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命じ、又は三月以内の期間を定めて商品市場における取引若しくはその受託等の停止を命ずることができる。

一 負債の合計金額の純資産額に対する比率が主務省令で定める率を超えた場合

二 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が主務省令で定める率を下つた場合

三 商品取引員が、その営む兼業業務又は第三百三十三条第二項に規定する支配関係を持つている法人の業務(これらの業務が同条第三項に規定する主務省令で定める業務に該当するものである場合に限る。)に関し次条の規定による勧告を受けた場合において、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったことにより、当該商品取引員の財産の状況が悪化し、又は悪化するおそれがあるとき。

四 商品市場における取引の受託等について、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして

不適当と認められる勧誘を行つて委託者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがある場合

五 前各号に掲げる場合のほか、商品市場における秩序を維持し、又は委託者を保護するため財産の状況又は受託等業務の運営につき是正を加えることが必要の場合として主務省令で定める場合

2 前項第一号の負債の合計金額並びに同項第二号の流動資産の合計金額及び流動負債の合計金額は、主務省令で定めるところにより計算しなければならない。

3 第二十一条第三項の規定は、第一項の規定による命令について、第二十五条第七項の規定は、第一項第一号の純資産額について準用する。

(勧告)

第三百三十六条の二十六 主務大臣は、商品取引員の商品市場における取引の受託等に関する業務の健全な遂行を確保するため必要があると認めるときは、当該商品取引員に対し、兼業業務又は当該商品取引員が第三百三十三条第二項に規定する支配関係を持つている法人の業務に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(許可の取消し)

第三百三十六条の二十七 主務大臣は、第三百三十五条第四項の規定により第三百二十六条第一項の許可を取り消す場合を除くほか、商品取引員が不正の手段により同項の許可を受けたときは、同項の許可を取り消さなければならない。

2 主務大臣は、第三百三十六条の三十二第一項の規定により第三百二十六条第一項の許可を取り消す場合を除くほか、商品取引員が正当な理由がないのに、受託等業務を開始することができることとなつた日から三月以内にその業務を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したときは、同項の許可を取り消すことができる。

3 第二十一条第二項の規定は、前二項の規定による許可の取消しに係る聴聞について、同条第三項の規定は、前二項の規定による許可の取消しについて準用する。

(取引の決済の結了)

第三百三十六条の二十八 第三十七条の規定は、商品取引員が次の各号の一に該当するに至つた場合において、その商品取引員がその受託に係る商品市場における取引の決済を結了していないときに準用する。

一 第三百三十五条第四項、前条第一項若しくは第二項又は第三百三十六条の三十二第一項の規定により第三百二十六条第一項の許可を取り消されたとき。

二 第三百二十六条第四項又は第三百三十六条の規定により第三百二十六条第一項の許可が効力を失つたとき。

2 前項において準用する第三十七条第一項の規定により取引所が本人の承継者又は他の会員をして当該取引の決済を結了させるときは、当該承継者又は当該会員と当該取引の委託者との間には委任契約が成立しているものとみなす。

(資産の国内保有)

第三百三十六条の二十九 主務大臣は、商品市場における秩序を維持し、又は委託者を保護するため必要かつ適当であると認める場合には、商品取引員に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

2 第二十一条第三項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(報告及び資料の提出の要求)

第三百三十六条の三十 主務大臣は、業務の監督上必要があると認めるときは、商品取引員に対し、その業務又は財産に関し、参考となるべき報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。

2 主務大臣は、商品市場における秩序を維持し、又は委託者を保護するため特に必要がある

と認めるときは、商品取引員と取引をする者に對し、当該商品取引員の業務又は財産に関し、参考となるべき報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第三百三十六条の三十一 主務大臣は、委託者を保護するため特に必要があると認めるときは、部下の職員をして、商品取引員の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係る物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をした場合において、当該職員は、検査の目的を達成するため、当該商品取引員が所有し、又は預託を受けた上場商品でその営業所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めるときは、当該商品取引員をして当該上場商品の保管を証する書面をその場所の管理者に提示させてその場所に立ち入り、当該商品取引員を立ち会わせて当該上場商品を検査することができる。

3 第九十七条の十四第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による立入検査について準用する。

(商品取引員に対する監督上の処分)

第三百三十六条の三十二 主務大臣は、商品取引員が次の各号の一に該当するときは、第三百二十六条第一項の許可若しくは第三百三十一条第一項の許可を取り消し、又は当該商品取引員に対し、六月以内の期間を定めて商品市場における取引若しくはその受託等の停止を命ずることができる。

一 第三百二十九条第一項第四号から第八号まで(同項第五号については、この法令の規定に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)の一に適合しなくなつたとき。

二 この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいて主務大臣の処分又は第三百二十六条第一項の許可若しくは第三百三十一条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

2 主務大臣は、商品取引員の役員が前項第二号に該当する行為をしたときは、当該商品取引員に対し、当該役員への解任を命ずることができ
る。

(聴聞等の方法の特例の規定の準用)

第百三十六条の三十三 第二十一条第二項の規定は、前条の規定による許可の取消し又は役員解任の命令に係る聴聞について、第二十一条第三項の規定は、前条の規定による処分について準用する。

(非会員商品取引員に対する監督)

第百三十六条の三十四 主務大臣は、協会に加入せず、又は取引所の会員となつていない商品取引員の業務について、商品市場における秩序を乱し、又は委託者の保護に欠けることのないよう、協会又は取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

(商品取引員の自主的努力の尊重)

第百三十六条の三十五 主務大臣は、商品取引員を監督するに当たつては、業務の運営についての商品取引員の自主的努力を尊重するよう配慮しなければならない。

第四章 商品先物取引協会

第一節 総則

(目的及び法人格)

第百三十六条の三十六 商品先物取引協会(以下この章及び第七章において「協会」という。)は、商品市場における取引の受託等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者の保護を図ることを目的とする。

2 協会は、法人とする。

(業務の制限)

第百三十六条の三十七 協会は、営利の目的をもつて業務を営んではならない。

2 協会は、その目的を達成するために直接必要な業務及びその業務に附帯する業務以外の業務を営んではならない。

(住所)

第百三十六条の三十八 協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第百三十六条の三十九 協会でない者は、その名称中に商品先物取引協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に商品先物取引協会の会員(以下この章において「会員」という。)であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第二節 設立

(設立の認可)

第百三十六条の四十 商品取引員は、協会を設立しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(定款記載事項)

第百三十六条の四十一 協会の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 協会の加入及び脱退に関する事項

五 協会の加入及び脱退に関する事項

六 協会の経費の分担に関する事項

七 協会員に対する監督及び制裁に関する事項

八 役員の数、任期、選任及び構成に関する事項

九 協会員の役員及び使用人の資質の向上に関する事項

十 協会員総会に関する事項

十一 理事会その他の会議に関する事項

十二 商品市場における取引の受託等に関して協会員間又は協会員と顧客との間に生じた紛争についてのあつせん及び調停その他の紛争の解決に関する事項

十三 会計及び資産に関する事項

十四 公告の方法

(認可の申請)

第百三十六条の四十二 第百三十六条の四十の認可を受けようとする者は、当該認可の申請書に

次に掲げる事項を記載して、主務大臣に提出しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 役員及び協会の氏名又は名称

2 前項の申請書には、定款、制裁規程、紛争処理規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(認可の基準)

第百三十六条の四十三 主務大臣は、第百三十六条の四十の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 定款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則の規定が法令に違反せず、かつ、定款、制裁規程又は紛争処理規程に規定する業務の方法、協会の資格その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の受託等を公正かつ円滑ならしめ、及び委託者を保護するため

に十分であること。

二 当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

三 認可申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 認可申請者が第百二十六条第一項の許可を取り消され、取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

五 認可申請者の役員のうち第二十四条第一項第一号から第六号までの一に該当する者がいないこと。

2 第十五条第四項から第八項までの規定は、第百三十六条の四十の規定による処分について準用する。

(定款等の変更)

第百三十六条の四十四 協会は、定款、制裁規程又は紛争処理規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 協会は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

3 協会は、第百三十六条の四十二第二項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届けなければならない。

協会の規則(定款、制裁規程及び紛争処理規程を除く。)の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

4 前条第一項第一号の規定は、第一項の認可について準用する。

(認可の取消し等)

第百三十六条の四十五 主務大臣は、協会の第百三十六条の四十の認可若しくは前条第一項の認可の申請書又はこれらの書面の添付書類に記載事項のうち、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、当該認可を取り消し、又は定款、制裁規程若しくは紛争処理規程について当該重要事項に係る部分の変更を命ずることができる。

2 第二十一条第二項の規定は、前項の規定による認可の取消しに係る聴聞について、同条第三項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

第三節 協会員

(協会員たる資格)

第百三十六条の四十六 協会員たる資格を有する者は、商品取引員に限る。

2 協会は、その定款において、第五項に定める場合を除くほか、商品取引員は何人も協会員として加入することができる旨を定めなければならない。

3 協会は、その定款において、詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することに努める旨を定めなければならない。

4 協会は、その定款において、協会員に法令及

び協会の定款その他の規則を遵守するための社内規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は協会の定款その他の規則に違反する行為を防止して、委託者の信頼を確保することに努める旨を定めなければならない。

5 協会は、その定款において、この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分若しくは協会若しくは取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に違反する行為をして、商品市場における取引若しくはその受託等の停止を命ぜられ、又は協会若しくは取引所から除名の処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否することができる旨を定めることができる。

(名簿の縦覧)

第百三十六条の四十七 協会は、協会員の名簿を公衆の縦覧に供ししなければならない。

(制裁規程)

第百三十六条の四十八 協会は、その定款において、協会員が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分若しくは当該協会の定款、紛争処理規程その他の規則に違反し、又は取引の信義則に違反する行為をしたときは、制裁規程の定めるところにより、当該協会員に対し、過怠金を課し、若しくは定款の定める協会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は当該協会員を除名する旨を定めなければならない。

第四節 機関

(役員)

第百三十六条の四十九 協会に、役員として、会長一人、理事二人以上及び監事二人以上を置く。

(会長及び理事の権限)

第百三十六条の五十 会長は、協会を代表し、その事務を総理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の事務を掌理し、

会長に事故があるときにはその職務を代理し、会長が欠員のときにはその職務を行う。

(監事の権限)

第百三十六条の五十一 監事は、協会の事務を監査する。

2 監事は、いつでも会長又は理事に対して事務の報告を求め、又は協会の事務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、会長が協会員総会に提出しようとする書類を調査し、協会員総会にその意見を報告しなければならない。

(役員欠格条件等)

第百三十六条の五十二 第二十四条第一項第一号から第六号までの一に該当する者は、役員となることができない。

2 役員が第二十四条第一項第一号から第六号までの一に該当することとなつたときは、その職を失う。

(仮理事又は仮監事)

第百三十六条の五十三 主務大臣は、理事又は監事の職を行う者がいない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

第五節 紛争の解決

(苦情の解決)

第百三十六条の五十四 協会は、委託者等から協会の行う受託等業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

(解散)

第百三十六条の五十七 協会は、次の事由によつて解散する。

1 定款で定めた解散事由の発生

2 協会員総会の決議

3 破産

4 設立の認可の取消し

5 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

6 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

7 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

8 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

9 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

10 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

11 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

12 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

13 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

14 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について協会員に周知させなければならない。

(あつせん・調停委員会)

第百三十六条の五十五 協会は、紛争処理規程において、商品市場における取引の受託等に関し

て協会員間又は協会員と顧客との間に生じた紛争(次条において「受託等に係る紛争」という。)

について、あつせん及び調停を行うため、先物取引について学識経験を有することその他主務省令で定める要件に該当する委員をもつて組織されるあつせん・調停委員会(次条において「委員会」という。)を置く旨を定めなければならない。

(あつせん及び調停の実施)

第百三十六条の五十六 協会は、受託等に係る紛争について当事者である協会員又は顧客からあつせん又は調停の申出があつたときは、遅滞なく、紛争処理規程で定めるところにより、委員会によるあつせん又は調停を行うものとする。

2 協会は、その紛争処理規程において、次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

1 あつせん及び調停の申出手続

2 あつせん及び調停の方法

3 前二号に掲げる事項のほか、あつせん及び調停に関し必要な事項

4 協会は、あつせん及び調停の円滑な実施を図るため必要と認めるときは、取引所に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

第六節 解散及び登記

(解散)

第百三十六条の五十七 協会は、次の事由によつて解散する。

1 定款で定めた解散事由の発生

2 協会員総会の決議

3 破産

4 設立の認可の取消し

5 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

6 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

7 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

8 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

9 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

10 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

11 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

12 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

13 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

14 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

15 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

16 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

17 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

18 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

19 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

20 協会の解散に必要事項は、政令で定める。

2 協会は、前項第一号から第三号までの規定により解散したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 前二項に定めるもののほか、協会の解散に必要事項は、政令で定める。

(設立の登記)

第百三十六条の五十八 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 協会は、その主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

3 第一項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第七節 監督

(報告徴収及び立入検査)

第百三十六条の五十九 主務大臣は、業務の監督上必要があると認めるときは、協会又は協会員に対し、その業務又は財産に関し、参考となるべき報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。

2 主務大臣は、協会又は協会員の行為がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分又は当該協会の定款その他の規則に違反し、又は違反するおそれがある場合において、委託者を保護するため、又は取引の信義則を確保するため必要と認めるときは、都下の職員をして、協会又はその協会員の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

3 第九十七条の十四第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(協会に対する監督上の処分)

第百三十六条の六十 主務大臣は、協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分若しくは定款その他の規則に違反した場合又は協会員がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に

第八節 雜則

(協会の役員及び職員等の秘密保持義務)

第百三十六條の六十三 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関し

四 その他主務省令で定める事項

ことを命ずることができる。

相場のみを利用した店頭商品先物取引に係る店頭

は指定弁済機関を、指定弁済機関若しくは店頭商品先物取引業者に、「商品取引員協会」を「商品先物取引協会」に改める。

第十六章を第六章とする。

第五百五十二条中「三年」を「五年」に、「三百万円」を「五百万円」に改め、同条第一号中「第八条第一項又は」を削り、同条第二号を削り、同条の次に次の一条を加える。

第五百五十二条の二 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条第一項の規定に違反した者

二 第二百二十六条第三項の規定に違反した者

三 第三百三十六条の三の規定に違反して、他人に商品市場における取引の受託等に関する業務を行わせた者

四 第四百四十三条第一項の規定による命令に違反した者

第五百五十四条第一項中「取引所」の下に「又は協会」を加え、「賄ろ」を「賄賂」に、「三年」を「五年」に改め、同条第二項中「賄ろ」を「賄賂」に改め、同条第三項中「賄ろ」を「賄賂」に、「百万円」を「三百万円」に改める。

第五百五十四条の次に次の三条を加える。

第五百五十四条の二 第二十一条第一項、第二百一十一条第一項若しくは第二項、第二百二十二条、第二百二十四条又は第三百三十六条の六十第一項若しくは第二項の規定による処分違反した場合において、その行為をした取引所又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五百五十四条の三 第三百三十五条第二項、第三百三十六条の三十二第一項若しくは第二項又は第四百四十五条の五第十項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五百五十四条の四 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三条、第二百二十八条第一項若しくは第二項又は第三百三十六条の四十二の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第二百九条、第三百三十六条の三十一第一項、第三百三十六条の五十九第一項又は第四百四十五条の五第七項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

三 第二百二十条第一項若しくは第二項、第二百三十六条の三十一第一項若しくは第二項、第三百三十六条の五十九第二項又は第四百四十五条の五第七項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第三百三十六条の二十三又は第四百四十五条の五第六項の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者

五 第三百三十六条の二十四の規定に違反した者

第五百五十五条第二号から第六号までを次のように改める。

二 第九十条の規定による制限に違反した者

三 第三百三十一条第一項の許可を受けずに資本の額を減少し、又は第三百二十八条第一項第四号若しくは第五号に掲げる事項を変更した者

四 第三百三十六条の四第二項の規定に違反した者

五 第三百三十六条の十四又は第三百三十六条の十六の規定に違反した者

六 第三百三十六条の三十九第二項の規定に違反して、その名称中に商品先物取引協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を用いた者

第五百五十五条に次の二号を加える。

八 商品市場における相場を偽つて公示した者

九 公示若しくは領布する目的をもつて商品市場における相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを領布した者

第五百五十六条中「取引所」の下に「又は協会」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 第三条第三項又は第三百三十六条の三十七第一項の規定に違反したとき。

第五百五十八条中「第四百四十四条」を「第三百三十六条の六十三又は第四百四十四条」に改める。

第五百五十九条第一号及び第二号を次のように改める。

一 第六条第二項、第六十二条(第百一条第二項において準用する場合を含む)、第八十一条第一項又は第八十二条の規定に違反した者

二 第三百三十一条第二項又は第三百三十六条の四第三項若しくは第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

第五百五十九条第三号及び第四号を削り、同条第二号の三中「第九十五条」を「第三百三十六の二十一」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の二中「第九十四条の二」を「第三百三十六の十九又は第四百四十五条の五第五項」に、「同条」を「これらの規定に改め、同条を同条第三号とし、同条に次の二号を加える。

五 第三百三十六条の三十九第一項の規定に違反して、その名称中に商品先物取引協会であると誤認されるおそれのある文字を用いた者

六 第四百四十五条の五第四項の規定に違反して確認を行わずに契約を締結した者

第五百六十条中「取引所」の下に「又は協会」を加え、同条第一号中「第三条第三項」を削り、「又は第七十三条」を、「第七十三号又は第三百三十六条の三十七第二項」に改める。

第五百六十一条第一号中「第六条第二項、及び、第九十一条の二第二項」を削り、同条第二号中「第四十七号第一項、第四十七号の二若しくは第四十八号第二項」を「第三百三十一条第一項、第三百三十三条若しくは第三百三十四条第二項」、「第四百三十七条第二項若しくは第四百三十八条第二項」を「第三百三十二条第二項若しくは第四百三十四条第二項」に改め、同条第二号の二を削り、同条第三号から第五号までを次のように改める。

三 第三百三十六条の二第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

四 第三百三十六条の八の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第三百三十六条の三十二第二項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者

第五百六十一条に次の一号を加える。

六 第四百四十五条の五第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五百六十二条中「取引所」の下に「指定弁済機関又は協会」を加え、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第九十七号の十四第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

三 第九十七号の十四第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五百六十二条に次の三号を加える。

五 第三百三十六条の十一第三項又は第三百三十六条の四十四第一項の規定に違反したとき。

六 第三百三十六条の四十四第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

七 第三百三十六条の四十四第三項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第五百六十三条中「法人の代表者」を「法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者」に、「第五百五十二条第二号、第五百五十三条、第五百五十五条、第五百五十六条又は第五百五十九条から前条まで」を「次の各号に掲げる規定に、「の外」を、のほかに、「又は人に対して」を、に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第五百五十二條 五億円以下の罰金刑
- 二 第五百五十四條の二及び第五百五十四條の三 三億円以下の罰金刑
- 三 第五百五十四條の四 二億円以下の罰金刑
- 四 第五百五十五條第八号及び第九号 一億円以下の罰金刑
- 五 第五百五十二條の二第一号から第三号まで、第五百五十三條、第五百五十五條(第八号及び第九号を除く)、第五百五十六條、第五百五十九條から第六百六十一條まで及び前条第二号及び第三号を除く。各本条の罰金刑
- 第六百六十三條に次の二項を加える。

2 前項の規定により第五百五十二條の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

3 第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六百六十三條の次に次の一条を加える。

第六百六十三條の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした取引所の役員(仮理事を含む。)又は清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 第一百一条第一項において準用する商法第二百二十四條第三項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をすることを怠つたとき。

二 清算の終了を遅延させる目的をもつて第一百一条第一項において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

三 第一百一条第一項において準用する商法第四百二十三條の規定に違反したとき。

第六百六十四條各号を次のように改める。

一 第六百三十六條の二第一項の規定に違反した者

二 第六百三十六條の二十二第二項又は第二項の

規定に違反して商品取引責任準備金を積み立てず、又はこれを使用した者

三 第六百三十六條の二十五第一項又は第四百四十五條の五第九項の規定による命令に違反した者

四 第六百三十六條の二十九第一項の規定による命令に違反した者

第六百六十四條の二を削る。

第六百六十五條中「又は清算人」を「若しくは清算人又は協会の役員(仮理事を含む。)」に改め、同条中第五号及び第六号を削り、第四号の二を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の二を第二号とし、第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の二号を加える。

十二 第六百三十六條の十一第四項、第六百三十六條の四十四第三項後段又は第六百三十六條の五十七第二項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

十三 第六百三十六條の四十七の規定に違反して、同条の協会の名簿を公衆の縦覧に供しないとき。

第六百六十六條第一号及び第二号中「第二十條第三項(第三号に係る部分を除く。)、第四十五條第三項、第四十六條第三項及び第九十九條の二第三項」を「第二十條第四項、第九十九條の二第三項、第六百三十條、第六百三十一條第三項、第六百三十六條の六第二項及び第六百三十六條の四十二第二項」に改め、「第四十九條第五項、第五十條第三項、第五十二條第三項、第五十四條の二第二項」を削り、「及び第六百二十五條」を、「第六百二十五條、第六百三十五條第五項、第六百三十六條の九第三項、第六百三十六條の十一第六項、第六百三十六條の二十五第三項、第六百三十六條の二十七第三項、第六百三十六條の二十九第二項、第六百三十六條の三十三、第六百三十六條の四十五第二項及び第六百三十六條の六十二」に改め、同条第三号を削る。

第十七章を第七章とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八條の規定 公布の日

二 第十五條の改正規定(同条第一項第四号の改正規定を除く)、第十七條の改正規定、第二十條の改正規定及び第六百四十七條の二の改正規定 公布の日から起算して三月を経過した日

三 第九十七條の見出しの改正規定及び同条第一項の改正規定(委託手数料を徴し、及び)を削る部分に限る。 平成十六年十二月三十一日

(取引所の許可等に関する経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行前に同条の規定による改正前の商品取引所法第八條の二の規定によりされた許可の申請であつて、同条に掲げる規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていなくても、同条の規定により許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

2 前条第二号に掲げる規定の施行前に同条の規定による改正前の商品取引所法第二十条第一項の規定によりされた認可の申請であつて、同条に掲げる規定の施行の際、認可又は不認可の処分がされていなくても、同条の規定により許可又は不認可の処分については、なお従前の例による。

(市場取引監視委員会規程の認可に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の商品取引所法(以下「旧法」という。)第八條の二の許可を受けている商品取引所(以下「旧法取引所」という。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から三十日以内に、市場取引監視委員会規程を作成し、主務大臣に認可の申請をしなければならない。

2 この法律による改正後の商品取引所法(以下

「新法」という。)第十五條第一項第四号の規定は、前項の認可について準用する。

3 主務大臣は、旧法取引所が第一項の規定に違反した場合には、その設立の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることが出来る。

4 前項の規定による処分違反したときは、その行為をした旧法取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 旧法取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者が前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その旧法取引所に対して三億円以下の罰金刑を科する。

(商品取引員の許可に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第四十一条第二項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者に係る同条第一項の許可(以下「旧法の許可」という。)を受けている者は、当該旧法の許可に係る商品市場を含む許可の種類(新法第二百二十六條第二項に規定する許可の種類をいう。以下同じ。)につき、旧法の許可に係る商品市場を新法第二百二十八條第一項第四号の商品市場における取引の受託等を行う商品市場として、それぞれ新法第二百二十六條第二項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者に係る同条第一項の許可(以下「新法の許可」という。)を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新法の許可を受けたものとみなされる者であつて、同項の規定により、一の許可の種類について二以上の許可を受けたものとみなされるものについては、当該二以上の許可を一の許可とみなして、この法律の規定を適用する。

3 前二項の規定により新法の許可を受けたものとみなされた者についての新法第二百二十六條第四項の規定の適用については、その者が旧法の許可を受けた日(前項の規定により二以上の許可

可を一の許可とみなされた者にあつては、当該二以上の許可のうち最後の許可を受けた日)を新法の許可を受けた日とみなす。

4 旧法第四十二条第一項の規定により旧法の許可に付された条件は、新法第二百七条第一項の規定により新法の許可に付された条件とみなす。

5 旧法第五十二条第一項又は旧法第二百三十三条の規定により旧法の許可を取り消された者についての新法第二十四条第一項第二号及び第四号、第二百九条第一項第五号及び第八号並びに第二百三十六条の八第二号、第二百三十六条の九第一号、第二百三十六条の三十二第一項第一号、第二百三十六条の四十三第一項第四号及び第五号並びに第二百三十六条の五十二の規定の適用については、その者は、その取消しの日において、新法第二百三十六条の二十七第一項又は新法第二百三十六条の三十二第一項の規定により新法の許可を取り消されたものとみなす。

(従たる営業所の開設等に関する経過措置)
第五条 施行日前に旧法第四十六条第一項第二号又は第三号に掲げる場合についての同項の許可が行われたものであつて、施行日後に従たる営業所の開設又は本店若しくは従たる営業所の位置の変更がされるものについては、新法第二百三十二条第一項の規定による届出を要しない。

(外務員に関する経過措置)
第六条 この法律の施行の際現に旧法第九十一条の二第二項の規定により商品取引員(旧法第四十一条第三項に規定するものをいう。以下同じ。)が旧法取引所の行う登録を受けている外務員(旧法第九十一条の二第二項に規定するものをいう。以下同じ。)については、新法第二百三十六条の四第一項の規定により主務大臣の行う登録を受けたものとみなす。

2 旧法取引所は、旧法第九十一条の二第二項の規定による登録を受けている事項を施行日から

十日以内に主務大臣に通知しなければならない。

3 第一項の規定により新法第二百三十六条の四第一項の規定により商品取引員が登録を受けたものとみなされる外務員についての同条第七項の規定の適用については、当該商品取引員が旧法第九十一条の二第二項の規定による登録を最後に受けた日を新法第二百三十六条の四第一項の規定による登録を受けた日とみなす。

(商品取引協会等に関する経過措置)
第七條 この法律の施行の際現にその名称中に商品先物取引協会又は商品先物取引協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を用いてゐる者については、新法第二百三十六条の三十九の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(商品取引員協会に関する経過措置)
第八條 この法律の公布の際既に旧法第五十四条の三第一項に規定する商品取引員協会(以下「旧法協会」という。)が設立されている場合においては、当該旧法協会は、施行日前においても、新法第二百三十六条の四十一及び第二百三十六条の四十四の規定の例により、定款を変更し、主務大臣の認可を受けることができる。

2 旧法協会は、前項の認可を受けようとする場合には、制裁規程及び紛争処理規程を定め、主務大臣の認可を併せて受けなければならない。

3 新法第二百三十六条の四十三第一項第一号の規定は、前項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた定款の変更並びに第二項の認可を受けた制裁規程及び紛争処理規程は、施行日にその効力を生ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)
第九條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

は、政令で定める。	
(地方税法の一部改正)	
第十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。	
第七十二条の五第一項第六号中「及び証券業協会」を、「証券業協会及び商品先物取引協会」に改める。	
(所得税法の一部改正)	
第十二條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。	
別表第一第一号の表商工組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)の項の次に次のように加える。	
商品先物取引協会	商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)
(法人税法の一部改正)	
第十三條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。	
別表第二第一号の表商工組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)の項の次に次のように加える。	
商品先物取引協会	商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)
(登録免許税法の一部改正)	
第十四條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。	
別表第三十一号を次のように改める。	
三十一 商品市場における取引の受託等の許可	
商品取引所法第二百二十六条第一項(取引の受託等の許可)の商品市場における取引の受託又はその委託の取次ぎの引受けの許可(許可の更新を除く。)	許可件数 一件につき十五万円
(消費税法の一部改正)	
第十五條 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。	
別表第三第一号の表商工組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)の項の次に次のように加える。	
商品先物取引協会	商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)

(取引所税法の一部改正)

第十六条 取引所税法(平成二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第九十三条」を「第三百三十六条の十六」に改める。

理由

先物取引を行う商品市場をめぐる内外の経済的環境の変化に対応して我が国の商品市場の健全な発展を図るため、開設期限を定めた商品市場の開設に係る認可基準の緩和、商品取引員に対する業務規制の緩和、委託手数料の自由化等の措置を講ずるとともに、商品市場における取引の受託等の公正の確保及び委託者の保護を一層充実するため、自主規制機関である商品先物取引協会について所要の整備を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年四月二十三日印刷

平成十年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局